

# 資料編

<b>1-3-1</b>	<b>一般廃棄物処理施設の整備状況</b>	<b>1</b>
1-3-1-1	可燃ごみ処理施設（市町村等所管分）	1
1-3-1-2	粗大ごみ処理施設（市町村等所管分）	1
1-3-1-3	一般廃棄物最終処分場（市町村等所管分）	2
1-3-1-4	し尿処理施設（市町村等所管分）	2
<b>1-3-2</b>	<b>大分県地震津波被害想定調査結果</b>	<b>3</b>
1-3-2-1	揺れ・液状化による建物被害	3
1-3-2-2	揺れ・液状化による木造建物被害	4
1-3-2-3	揺れ・液状化による非木造建物被害	5
1-3-2-4	津波による建物被害（堤防が機能しない場合）	6
1-3-2-5	津波による建物被害（津波が乗り越えたら破堤する場合）	6
1-3-2-6	仮設トイレ需要量（中央構造線断層帯地震）	7
1-3-2-7	仮設トイレ需要量（日出生断層帯地震）	7
1-3-2-8	仮設トイレ需要量（万年山ー崩平山断層帯地震）	8
1-3-2-9	仮設トイレ需要量（南海トラフの巨大地震）	8
1-3-2-10	仮設トイレ需要量（周防灘断層群主部地震）	9
1-3-2-11	仮設トイレ需要量（プレート内地震）	9
<b>1-3-3</b>	<b>災害廃棄物種類別発生量の推計</b>	<b>10</b>
1-3-3-1	中央構造線断層帯地震	10
1-3-3-2	日出生断層帯地震	10
1-3-3-3	万年山ー崩平山断層帯地震	11
1-3-3-1	南海トラフ地震	11
1-3-3-2	別府湾の地震	12
1-3-3-3	周防灘断層群主部地震	12
<b>1-3-4</b>	<b>市町村等一般廃棄物処理施設による災害廃棄物処理可能量等の推計</b>	<b>13</b>
1-3-4-1	市町村等焼却施設による災害廃棄物処理可能量の推計	13
1-3-4-2	市町村等最終処分場10年後残余容量の推計	14
1-3-4-3	市町村等し尿処理施設余裕率の推計	15
<b>1-3-5</b>	<b>市町村等一般廃棄物処理施設処理可能量と災害廃棄物発生見込量との比較</b>	<b>16</b>
1-3-5-1	市町村等焼却施設処理可能量と災害廃棄物発生見込量との比較	16
1-3-5-2	市町村等最終処分場処理可能量と災害廃棄物発生見込量との比較	17

<b>2-1-1</b>	<b>連絡体制</b>	<b>18</b>
2-1-1-1	市町村一覧（災害廃棄物担当窓口）	18
2-1-1-2	関係団体一覧	18
2-1-1-3	大分県の機関	19
2-1-1-4	国の機関	19
2-1-1-5	他都道府県廃棄物担当課	19
<b>2-2-1</b>	<b>災害応援協定</b>	<b>20</b>
2-2-1-1	大分県及び市町村相互間の災害時応援協定	20
2-2-1-2	大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定（社団法人大分県産業廃棄物処理業協会（現一般社団法人大分県産業廃棄物協会））	22
2-2-1-3	大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定（社団法人大分県建設業協会（現一般社団法人大分県建設業協会））	24
2-2-1-4	大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定（大分県建造物解体工事業協同組合）	26
2-2-1-5	大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定（大分県環境整備事業協同組合）	28
2-2-1-6	災害時における浄化槽の点検・復旧に関する応援協定書（公益財団法人大分県環境管理協会）	30
2-1-1-7	九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定	32
<b>2-2-2</b>	<b>災害廃棄物等の報告に係る様式集（県への報告及び支援要請）</b>	<b>34</b>
2-2-2-1	廃棄物処理施設等被害報告書（様式1）	34
2-2-2-2	避難場所・避難人数・仮設トイレの配置計画報告書（様式2）	35
2-2-2-3	し尿の収集対象推計発生量報告書（様式3）	36
2-2-2-4	家屋の倒壊及び焼失状況報告書（様式4）	37
2-2-2-5	災害廃棄物の推計発生量報告書（様式5）	38
2-2-2-6	ごみの推計発生量報告書（様式6）	39
2-2-2-7	災害時応援協定に基づく応援調整要請について（様式7）	40
2-2-2-8	災害時応援協定に基づく応援要請について（様式8）	41
2-2-2-9	災害廃棄物処理の応援に関する協定書に基づく応援要請書（災害廃棄物、仮置場の運営委託関係）（様式9）	42
2-2-2-10	災害廃棄物処理の応援に関する協定書に基づく応援要請書（し尿関係）（様式10）	43
<b>2-3-1</b>	<b>平時における推進体制</b>	<b>44</b>
2-3-1-1	大分県災害廃棄物処理対策連絡会議設置要綱	44
2-3-1-2	大分県流木等処理対策検討会議設置要綱	46

<b>3-4-1</b>	<b>県への事務委託</b>	<b>48</b>
3-4-1-1	地方自治法の事務の委託及び事務の代替執行（条文）	48
<b>3-4-2</b>	<b>公物管理者との調整</b>	<b>50</b>
3-4-2-1	宮城県管理公物上の災害廃棄物の処理について	50
3-4-2-2	海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について	52
<b>4-2-1</b>	<b>仮置場必要面積の推計</b>	<b>54</b>
4-2-1-1	災害廃棄物仮置場必要面積計算書（中央構造線断層帯地震）	54
4-2-1-2	災害廃棄物仮置場必要面積計算書（日出生断層帯地震）	56
4-2-1-3	災害廃棄物仮置場必要面積計算書（万年山一崩平山断層帯地震）	58
4-2-1-4	災害廃棄物仮置場必要面積計算書（南海トラフ地震）	60
4-2-1-5	災害廃棄物仮置場必要面積計算書（周防灘断層群主部地震）	62
4-2-1-6	災害廃棄物仮置場必要面積計算書（プレート内地震）	64
4-2-1-7	災害廃棄物仮置場必要面積計算書（風水害（九州北部豪雨））	66
<b>4-3-1</b>	<b>災害廃棄物関係機材備蓄状況</b>	<b>69</b>
4-3-1-1	ごみ収集運搬機材（直営、委託、許可）	69
4-3-1-2	し尿収集運搬機材（直営、委託、許可）	70
4-3-1-3	ダンプ車の状況（クレーン付きダンプ車・ダンプ車・小型ダンプ）	71
4-3-1-4	トラックの状況	72
4-3-1-5	建設機械の状況（パワーショベル・ブルドーザー・ショベルローダー）	73
4-3-1-10	応急復旧用資機材保有状況（大分県）	74
4-3-1-11	応急復旧用資機材保有状況（市町村・消防本部）	74
4-3-1-12	焼却施設の耐震構造等について	76
4-3-1-13	仮設トイレ等の状況	77
<b>4-4-1</b>	<b>再生利用方法の具体例</b>	<b>78</b>
4-4-1-1	木材	78
4-4-1-2	コンクリート、アスファルト類	79
<b>4-6-1</b>	<b>損壊家屋の解体に係る様式集</b>	<b>80</b>
4-6-1-1	損壊家屋などの解体申込書	80
4-6-1-2	建物配置図	84
4-6-1-3	損壊家屋等の解体撤去に係る同意書（共有者用）	85
4-6-1-4	損壊家屋等の解体撤去に係る同意書（関係権利者用）	86
4-6-1-5	損壊家屋等の解体撤去に係る同意書（法定相続人用）	88
4-6-1-6	委任状	90

4-6-1-7	損壊家屋等の解体撤去済申出書	91
---------	----------------	----

4-7-1	<b>有害廃棄物、適正処理が困難な廃棄物の対策</b>	<b>93</b>
-------	-----------------------------	-----------

4-7-1-1	災害廃棄物早見表	93
---------	----------	----

#### 資料番号の設定方法

資料編における資料番号の設定方法は、次のとおりです。

○-□-△-※

○ = 本編の「編」番号

□ = 本編の「章」番号

△ = 資料項目番号

※ = 資料番号

(例) 1-3-1-1 可燃ごみ処理施設(市町村等所管分)

「第1編、第3章、資料項目1番目「一般廃棄物処理施設の整備状況」、資料番号1「可燃ごみ処理施設(市町村等所管分)」の資料という意味となります。

## 1-3-1 一般廃棄物処理施設の整備状況

### 1-3-1-1 可燃ごみ処理施設（市町村等所管分）

設置市町村等	施設名称	施設の種別	炉形式	処理能力 (t/日)	炉数	使用開始年度	備考
大分市	大分市福宗環境センター福宗清掃工場	焼却	全連続運転	438	3	1997	
大分市	大分市佐野清掃センター清掃工場	ガス化溶融・改質	全連続運転	387	3	2003	
中津市	中津市クリーンプラザ	焼却	准連続運転	100	2	1999	
日田市	日田市清掃センター	焼却	准連続運転	90	2	1990	
佐伯市	エコセンター番匠	ガス化溶融・改質	全連続運転	110	2	2003	
津久見市	津久見市ドリームフェューエルセンター	固形燃料化	—	32	—	1997	
津久見市	保戸島焼却場	焼却	バッチ運転	3	2	1984	休止
豊後高田市	豊後高田市ごみ清掃工場	焼却	バッチ運転	35	2	1977	
宇佐市	宇佐市ごみ焼却センター	焼却	准連続運転	90	2	1982	
豊後大野市	豊後大野市清掃センター	焼却	准連続運転	50	2	1998	
国東市	国東市クリーンセンター	焼却	バッチ運転	31	2	1999	
姫島村	姫島村清掃センター	焼却	バッチ運転	5	1	1997	
別府速見地域広域市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター高効率ごみ発電施設	焼却	全連続運転	235	2	2013	
玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター	焼却	バッチ運転	28	2	1998	
合 計	14施設			1,634			

注) 焼却施設、固形燃料化施設を対象とした。

出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査（平成30年度）

### 1-3-1-2 粗大ごみ処理施設（市町村等所管分）

設置市町村等	施設名称	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始年度
中津市	中津市クリーンプラザ	粗大ごみ	併用	20	1999
臼杵市	臼杵市清掃センター	粗大ごみ、不燃ごみ、混合（未分別）ごみ、可燃ごみ、資源ごみ	破砕	15	2004
豊後大野市	豊後大野市清掃センター	粗大ごみ、不燃ごみ、可燃ごみ、資源ごみ	併用	22	1998
玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター	粗大ごみ、不燃ごみ	併用	7	1999
合 計	4施設			64	

注) ※併用＝破砕＋圧縮

出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査（平成30年度）

1-3-1-3 一般廃棄物最終処分場（市町村等所管分）

設置市町村等	施設名称	全体容量(m <sup>3</sup> )	埋立容量 (m <sup>3</sup> /年度)	残余容量(m <sup>3</sup> )	埋立開始年度	埋立終了予定年度
大分市	大分市福宗環境センター鬼崎埋立場	2,840,000	13,434	418,038	1972	2053
大分市	大分市佐野清掃センター埋立場	1,124,000	40	221,705	1986	4243
大分市	大分市関崎清浄園埋立処分場	22,000	0	12,755	1998	2040
別府市	別府市南畑不燃物埋立場	625,000	205	74,212	1976	2252
中津市	中津市一般廃棄物埋立処分場	165,540	1,956	30,522	1991	2033
日田市	日田市清掃センター最終処分場	113,575	2,235	34,120	1986	2029
佐伯市	佐伯一般廃棄物最終処分場	114,729	1,191	22,573	1984	2029
佐伯市	蒲江一般廃棄物最終処分場	25,000	0	15,275	2001	2038
臼杵市	臼杵市不燃物処理センター	71,000	107	59,171	2004	2054
津久見市	津久見市最終処分場	40,480	403	18,528	1995	2044
竹田市	竹田市清掃センター	32,661	140	13,866	1983	2037
宇佐市	宇佐市不燃物処理場	111,840	2,067	5,071	1982	2022
国東市	国東市最終処分場	20,800	495	6,808	2001	2035
別府速見地域広域市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター 埋立処分地施設	397,120	2,406	12,258	1978	2024
玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター	35,000	1,054	11,732	2001	2028
合 計	15施設	5,738,745	25,733	956,634		

出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査（平成30年度）等

1-3-1-4 し尿処理施設（市町村等所管分）

設置市町村等	施設名称	処理能力(kl/日)	埋立開始年度
大分市	大分市大洲園処理場	390	2002
別府市	別府市リバーサイドオアシス春木苑	75	2019
中津市	中津市清掃センター	176	2007
日田市	日田市環境衛生センター	82	2000
佐伯市	クリーンセンター	102	1996
臼杵市	臼杵市し尿等前処理施設	45	2005
津久見市	津久見市浄化センター	50	1992
津久見市	し尿等前処理施設	25	2016
竹田市	竹田市衛生センター	40	1990
豊後高田市	豊後高田市クリーンセンター	36	1995
豊後高田市	豊後高田市真香浄化センター	16	1998
宇佐市	宇佐市環境衛生センター	87	1998
豊後大野市	豊後大野市白鹿浄化センター	80	2003
国東市	国東市し尿処理場	50	1986
姫島村	姫島村し尿処理場	1	2012
由布大分環境衛生組合	由布大分環境衛生センター	80	2004
杵築速見環境浄化組合	杵築速見環境浄化センター	58	1997
玖珠九重行政事務組合	玖珠環境衛生センター	52	2005
合 計	18施設	1,445	

出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査（平成30年度）

## 1-3-2 大分県地震津波被害想定調査結果

### 1-3-2-1 揺れ・液状化による建物被害

(棟)

市町村名	中央構造線断層帯による地震				日出生断層帯による地震				万年山-崩平山断層帯による地震			
	揺れ		液状化		揺れ		液状化		揺れ		液状化	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
大分市	42,689	28,935	1,375	2,305	2,965	3,881	814	1,377	39	110	72	124
別府市	9,611	7,859	266	388	5,063	6,180	250	364	34	129	3	4
中津市	2	15	2	3	54	188	12	21	2	18	0	0
日田市	1	10	0	0	1	10	0	0	610	999	30	48
佐伯市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臼杵市	70	273	107	161	1	4	44	69	0	0	0	0
津久見市	1	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
竹田市	7	33	1	2	0	4	1	2	3	17	1	1
豊後高田市	9	57	0	0	2	17	0	1	0	0	0	0
杵築市	455	1,173	31	35	239	782	26	29	0	1	0	0
宇佐市	32	110	12	18	554	906	46	74	0	0	0	0
豊後大野市	35	192	3	5	0	2	1	1	0	3	2	2
由布市	2,461	2,251	46	83	414	644	26	47	70	226	8	14
国東市	51	259	1	1	1	7	0	0	0	0	0	0
姫島村	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	906	1,308	18	27	1,194	1,737	25	37	1	2	0	0
九重町	31	113	8	13	187	394	12	19	744	1,055	17	27
玖珠町	7	32	25	40	672	828	58	94	400	843	49	79
合計	56,368	42,629	1,896	3,083	11,347	15,584	1,315	2,135	1,903	3,403	182	299

市町村名	南海トラフの巨大地震				周防灘断層群主部による地震				プレート内地震			
	揺れ		液状化		揺れ		液状化		揺れ		液状化	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
大分市	1,349	2,992	1,099	1,851	0	0	0	1	527	1,429	1,154	1,934
別府市	126	407	118	165	1	1	0	0	34	125	189	267
中津市	1	8	0	0	3	20	70	115	0	3	8	12
日田市	13	79	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
佐伯市	460	973	685	1,133	0	0	0	0	92	355	473	779
臼杵市	120	418	134	203	0	0	0	0	64	251	142	215
津久見市	2	16	63	94	0	0	0	0	13	64	101	151
竹田市	13	73	16	24	0	0	0	0	6	43	7	11
豊後高田市	1	10	0	0	47	191	48	75	0	1	1	1
杵築市	55	208	13	14	2	11	5	6	59	227	43	47
宇佐市	1	9	0	0	17	60	62	102	0	1	10	17
豊後大野市	642	1,706	84	125	0	0	0	0	66	304	47	68
由布市	22	99	14	25	0	0	0	0	1	6	14	25
国東市	10	61	3	5	18	85	10	15	0	2	0	0
姫島村	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
日出町	58	168	4	6	0	0	0	0	7	21	14	22
九重町	17	83	0	1	0	0	0	0	0	2	3	4
玖珠町	9	55	11	17	0	0	0	0	0	1	0	0
合計	2,899	7,367	2,244	3,663	88	371	195	314	869	2,836	2,206	3,553

出典 大分県地震被害想定調査（平成31年公表版）

1-3-2-2 揺れ・液状化による木造建物被害

(棟)

市町村名	中央構造線断層帯による地震				日出生断層帯による地震				万年山-崩平山断層帯による地震			
	揺れ		液状化		揺れ		液状化		揺れ		液状化	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
大分市	33,829	14,853	799	1,554	2,111	2,683	477	936	16	92	45	89
別府市	8,994	6,717	157	246	4,697	5,377	149	233	17	115	2	2
中津市	1	15	1	2	48	186	9	17	2	18	0	0
日田市	1	10	0	0	1	10	0	0	573	966	24	40
佐伯市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臼杵市	56	266	76	121	0	4	32	53	0	0	0	0
津久見市	0	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
竹田市	7	33	1	2	0	3	1	1	2	17	1	1
豊後高田市	8	57	0	0	1	17	0	1	0	0	0	0
杵築市	381	1,107	20	20	193	749	18	18	0	1	0	0
宇佐市	25	107	9	15	515	864	34	60	0	0	0	0
豊後大野市	29	191	3	4	0	2	1	1	0	3	1	2
由布市	2,234	2,021	32	65	366	596	19	37	61	222	6	12
国東市	47	258	1	1	0	7	0	0	0	0	0	0
姫島村	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	667	1,048	11	18	905	1,416	16	25	0	2	0	0
九重町	24	109	6	10	171	380	9	15	697	1,006	13	21
玖珠町	6	32	19	33	614	773	45	76	361	809	37	63
合計	46,309	26,833	1,136	2,093	9,622	13,067	810	1,473	1,729	3,251	129	230

市町村名	南海トラフの巨大地震				周防灘断層群主部による地震				プレート内地震			
	揺れ		液状化		揺れ		液状化		揺れ		液状化	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
大分市	903	2,404	644	1,258	0	0	0	1	366	1,225	672	1,305
別府市	84	353	75	109	0	0	0	0	18	111	115	171
中津市	1	8	0	0	2	19	52	91	0	3	5	10
日田市	9	78	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
佐伯市	410	929	491	879	0	0	0	0	71	344	334	597
臼杵市	97	404	97	155	0	0	0	0	51	245	104	165
津久見市	1	16	43	67	0	0	0	0	8	63	72	113
竹田市	11	73	12	19	0	0	0	0	4	43	6	9
豊後高田市	1	10	0	0	42	190	39	63	0	1	0	1
杵築市	39	199	8	8	1	11	3	3	42	218	27	27
宇佐市	1	9	0	0	10	58	48	83	0	1	7	14
豊後大野市	577	1,659	68	104	0	0	0	0	58	301	38	56
由布市	17	98	9	19	0	0	0	0	1	6	10	19
国東市	8	61	3	4	17	84	8	13	0	2	0	0
姫島村	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
日出町	34	157	2	4	0	0	0	0	2	20	9	15
九重町	13	81	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3
玖珠町	7	54	9	14	0	0	0	0	0	1	0	0
合計	2,213	6,595	1,461	2,640	72	365	150	254	621	2,587	1,401	2,505

出典 大分県地震被害想定調査(平成31年公表版)



1-3-2-3 揺れ・液状化による非木造建物被害

(棟)

非木造	中央構造線断層帯による地震				日出生断層帯による地震				万年山-崩平山断層帯による地震			
	揺れ		液状化		揺れ		液状化		揺れ		液状化	
市町村名	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
大分市	8,860	14,082	576	751	854	1,198	337	441	23	18	27	35
別府市	617	1,142	109	142	366	803	101	131	17	14	1	2
中津市	1	0	1	1	6	2	3	4	0	0	0	0
日田市	0	0	0	0	0	0	0	0	37	33	6	8
佐伯市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臼杵市	14	7	31	40	1	0	12	16	0	0	0	0
津久見市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹田市	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0
豊後高田市	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
杵築市	74	66	11	15	46	33	8	11	0	0	0	0
宇佐市	7	3	3	3	39	42	12	14	0	0	0	0
豊後大野市	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
由布市	227	230	14	18	48	48	7	10	9	4	2	2
国東市	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	239	260	7	9	289	321	9	12	1	0	0	0
九重町	7	4	2	3	16	14	3	4	47	49	4	6
玖珠町	1	0	6	7	58	55	13	18	39	34	12	16
合計	10,059	15,796	760	990	1,725	2,517	505	662	174	152	53	69

非木造	南海トラフの巨大地震				周防灘断層群主部による地震				プレート内地震			
	揺れ		液状化		揺れ		液状化		揺れ		液状化	
市町村名	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
大分市	446	588	455	593	0	0	0	0	161	204	482	629
別府市	42	54	43	56	1	1	0	0	16	14	74	96
中津市	0	0	0	0	1	1	18	24	0	0	3	2
日田市	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐伯市	50	44	194	254	0	0	0	0	21	11	139	182
臼杵市	23	14	37	48	0	0	0	0	13	6	38	50
津久見市	1	0	20	27	0	0	0	0	5	1	29	38
竹田市	2	0	4	5	0	0	0	0	2	0	1	2
豊後高田市	0	0	0	0	5	1	9	12	0	0	1	0
杵築市	16	9	5	6	1	0	2	3	17	9	16	20
宇佐市	0	0	0	0	7	2	14	19	0	0	3	3
豊後大野市	65	47	16	21	0	0	0	0	8	3	9	12
由布市	5	1	5	6	0	0	0	0	0	0	4	6
国東市	2	0	0	1	1	1	2	2	0	0	0	0
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	24	11	2	2	0	0	0	0	5	1	5	7
九重町	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1
玖珠町	2	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	686	772	783	1,023	16	6	45	60	248	249	805	1,048

出典 大分県地震被害想定調査（平成31年公表版）

1-3-2-4 津波による建物被害（堤防が機能しない場合）

（棟）

市町村名	中央構造線断層帯による地震				南海トラフの巨大地震				周防灘断層群主部による地震			
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
大分市	7,213	5,841	2,676	988	2,232	12,991	7,653	3,355	5	225	163	86
別府市	1,639	2,591	1,019	260	740	3,843	1,928	464	3	3	1	0
中津市	10	543	384	165	29	750	460	225	4	421	337	181
日田市												
佐伯市	4	238	185	143	13,836	9,175	4,182	1,287	2	88	74	56
臼杵市	6	427	360	355	4,134	4,166	1,631	474	1	15	12	10
津久見市	6	280	228	218	2,704	2,870	1,149	368	2	27	21	19
竹田市												
豊後高田市	49	1,034	711	406	141	1,443	921	402	122	1,196	770	407
杵築市	341	1,511	924	424	263	1,749	1,046	465	2	126	94	64
宇佐市	5	78	48	32	11	188	134	107	6	65	36	22
豊後大野市												
由布市												
国東市	87	580	430	297	113	1,056	720	378	79	893	587	275
姫島村	5	278	211	133	12	396	292	145	58	516	350	168
日出町	232	743	380	139	324	913	426	150	2	2	1	1
九重町												
玖珠町												
合計	9,597	14,144	7,556	3,560	24,539	39,540	20,542	7,820	286	3,577	2,446	1,289

出典 大分県地震被害想定調査（平成31年公表版）

1-3-2-5 津波による建物被害（津波が乗り越えたら破堤する場合）

（棟）

市町村名	中央構造線断層帯による地震				南海トラフの巨大地震				周防灘断層群主部による地震			
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
大分市	6,902	5,904	2,708	972	1,855	9,526	5,464	2,394	3	161	118	68
別府市	1,601	2,617	1,039	265	674	3,841	1,978	482	0	0	0	0
中津市	0	52	45	33	0	86	70	49	0	30	26	29
日田市												
佐伯市	3	118	89	68	13,712	8,695	3,851	1,121	0	28	23	15
臼杵市	3	220	183	155	4,121	4,149	1,618	463	0	2	2	2
津久見市	4	165	133	130	2,690	2,854	1,136	365	0	7	5	4
竹田市												
豊後高田市	7	384	297	185	30	768	527	287	62	611	425	254
杵築市	313	1,326	826	390	224	1,528	934	434	1	42	30	18
宇佐市	1	8	6	5	1	33	25	27	1	6	4	3
豊後大野市												
由布市												
国東市	80	301	205	150	88	631	446	271	53	560	383	183
姫島村	3	230	184	128	10	364	270	138	46	438	307	156
日出町	225	713	369	135	302	904	420	145	1	1	1	1
九重町												
玖珠町												
合計	9,142	12,038	6,084	2,616	23,707	33,379	16,739	6,176	167	1,886	1,324	733

出典 大分県地震被害想定調査（平成31年公表版）

1-3-2-6 仮設トイレ需要量（中央構造線断層帯による地震）

市町村名	人口	建物		ライフライン		下水道 処理人口 (人)	需要数		
		避難所 (人)	避難所外 (人)	避難所 (人)	避難所外 (人)		人数 (人)	基数 (基/100人)	基数 (基/50人)
大分市	478,174	154,560	83,225	50,907	27,412	301,744	186,684	1,867	3,734
別府市	122,133	42,738	23,013	11,011	5,929	81,319	50,070	501	1,001
中津市	84,002	259	139	0	0	34,188	259	3	5
日田市	66,523	6	3	0	0	46,351	6	0	0
佐伯市	72,211	98	53	0	0	24,765	98	1	2
臼杵市	38,748	551	297	89	48	18,421	593	6	12
津久見市	17,969	110	59	0	0	9,666	110	1	2
竹田市	22,341	14	8	53	28	0	14	0	0
豊後高田市	22,920	401	216	52	28	11,496	427	4	9
杵築市	30,189	1,834	988	1,030	555	10,026	2,177	22	44
宇佐市	56,166	122	66	132	71	16,129	160	2	3
豊後大野市	36,575	85	46	172	92	1,171	90	1	2
由布市	34,239	3,333	1,795	3,973	2,139	889	3,437	34	69
国東市	28,633	314	169	3	2	15,673	316	3	6
姫島村	1,991	72	39	0	0	0	72	1	1
日出町	28,056	2,353	1,267	3,105	1,672	15,792	4,101	41	82
九重町	9,664	56	30	451	243	0	56	1	1
玖珠町	15,804	45	24	37	20	0	45	0	1
合計	1,166,338	206,951	111,437	71,015	38,239	587,630	248,715	2,488	4,974

出典 大分県地震被害想定調査（平成31年公表版）

1-3-2-7 仮設トイレ需要量（日出生断層帯による地震）

市町村名	人口	建物		ライフライン		下水道 処理人口 (人)	需要数		
		避難所 (人)	避難所外 (人)	避難所 (人)	避難所外 (人)		人数 (人)	基数 (基/100人)	基数 (基/50人)
大分市	478,174	11,956	6,438	43,274	23,302	301,744	39,264	393	785
別府市	122,133	30,024	16,167	13,580	7,313	81,319	39,067	391	781
中津市	84,002	150	81	197	106	34,188	230	2	5
日田市	66,523	6	3	0	0	46,351	6	0	0
佐伯市	72,211	0	0	0	0	24,765	0	0	0
臼杵市	38,748	71	38	0	0	18,421	71	1	1
津久見市	17,969	0	0	0	0	9,666	0	0	0
竹田市	22,341	2	1	0	0	0	2	0	0
豊後高田市	22,920	7	4	0	0	11,496	7	0	0
杵築市	30,189	571	307	1,241	668	10,026	983	10	20
宇佐市	56,166	874	471	2,193	1,181	16,129	1,504	15	30
豊後大野市	36,575	2	1	0	0	1,171	2	0	0
由布市	34,239	713	384	1,872	1,008	889	762	8	15
国東市	28,633	2	1	2	1	15,673	3	0	0
姫島村	1,991	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	28,056	2,259	1,216	3,470	1,869	15,792	4,212	42	84
九重町	9,664	225	121	1,228	661	0	225	2	5
玖珠町	15,804	772	416	1,651	889	0	772	8	15
合計	1,166,338	47,634	25,649	68,708	36,998	587,630	87,110	872	1,741

出典 大分県地震被害想定調査（平成31年公表版）

1-3-2-8 仮設トイレ需要量（万年山-崩平山断層帯による地震）

市町村名	人口	建物		ライフライン		下水道 処理人口 (人)	需要数		
		避難所 (人)	避難所外 (人)	避難所 (人)	避難所外 (人)		人数 (人)	基数 (基/100人)	基数 (基/50人)
大分市	478,174	426	229	1,124	605	301,744	1,135	11	23
別府市	122,133	181	98	573	309	81,319	563	6	11
中津市	84,002	10	5	0	0	34,188	10	0	0
日田市	66,523	1,007	542	2,293	1,235	46,351	2,605	26	52
佐伯市	72,211	0	0	0	0	24,765	0	0	0
臼杵市	38,748	0	0	0	0	18,421	0	0	0
津久見市	17,969	0	0	0	0	9,666	0	0	0
竹田市	22,341	7	4	53	28	0	7	0	0
豊後高田市	22,920	0	0	0	0	11,496	0	0	0
杵築市	30,189	1	0	0	0	10,026	1	0	0
宇佐市	56,166	0	0	0	0	16,129	0	0	0
豊後大野市	36,575	3	2	0	0	1,171	3	0	0
由布市	34,239	180	97	959	516	889	205	2	4
国東市	28,633	0	0	26	14	15,673	14	0	0
姫島村	1,991	0	0	7	4	0	0	0	0
日出町	28,056	2	1	0	0	15,792	2	0	0
九重町	9,664	720	388	1,490	802	0	720	7	14
玖珠町	15,804	590	318	1,367	736	0	590	6	12
合計	1,166,338	3,127	1,684	7,892	4,249	587,630	5,855	58	116

出典 大分県地震被害想定調査（平成31年公表版）

1-3-2-9 仮設トイレ需要量（南海トラフの巨大地震）

市町村名	人口	建物		ライフライン		下水道 処理人口 (人)	需要数		
		避難所 (人)	避難所外 (人)	避難所 (人)	避難所外 (人)		人数 (人)	基数 (基/100人)	基数 (基/50人)
大分市	462,986	24,743	13,323	36,788	19,809	271,318	46,302	463	926
別府市	126,865	5,763	3,103	3,511	1,891	79,820	7,973	80	159
中津市	84,346	358	193	1	0	31,275	358	4	7
日田市	74,192	53	28	52	28	47,340	86	1	2
佐伯市	80,320	18,007	9,696	1,090	587	24,572	18,341	183	367
臼杵市	43,366	6,561	3,533	127	68	19,183	6,617	66	132
津久見市	21,470	3,676	1,979	3	2	11,051	3,677	37	74
竹田市	26,559	52	28	243	131	-	52	1	1
豊後高田市	25,035	622	335	0	0	11,700	622	6	12
杵築市	33,635	1,231	663	75	41	9,912	1,254	13	25
宇佐市	60,961	96	51	2	1	16,104	96	1	2
豊後大野市	41,533	1,215	654	2,222	1,197	1,245	1,281	13	26
由布市	35,031	91	49	338	182	980	100	1	2
国東市	34,238	459	247	-	-	18,126	459	5	9
姫島村	2,469	131	70	3	2	-	131	1	3
日出町	27,627	991	533	702	378	14,987	1,371	14	27
九重町	11,066	39	21	215	116	-	39	0	1
玖珠町	18,329	44	24	56	30	-	44	0	1
合計	1,210,029	64,131	34,532	45,431	24,463	557,612	88,803	888	1,776

出典 大分県地震被害想定調査（平成31年公表版）

1-3-2-10 仮設トイレ需要量（周防灘断層群主部による地震）

市町村名	人口	建物		ライフライン		下水道 処理人口 (人)	需要数		
		避難所 (人)	避難所外 (人)	避難所 (人)	避難所外 (人)		人数 (人)	基数 (基/100人)	基数 (基/50人)
大分市	462,986	214	115	-	-	271,318	214	2	4
別府市	126,865	10	5	-	-	79,820	10	0	0
中津市	84,346	313	169	8	4	31,275	316	3	6
日田市	74,192	-	-	-	-	47,340	-	-	-
佐伯市	80,320	40	22	-	-	24,572	40	0	1
臼杵市	43,366	9	5	-	-	19,183	9	0	0
津久見市	21,470	13	7	-	-	11,051	13	0	0
竹田市	26,559	-	-	-	-	-	-	-	-
豊後高田市	25,035	686	369	493	265	11,700	916	9	18
杵築市	33,635	75	40	0	0	9,912	75	1	2
宇佐市	60,961	175	94	258	139	16,104	243	2	5
豊後大野市	41,533	-	-	-	-	1,245	-	-	-
由布市	35,031	-	-	-	-	980	-	-	-
国東市	34,238	405	218	26	14	18,126	419	4	8
姫島村	2,469	196	106	7	4	-	196	2	4
日出町	27,627	3	2	-	-	14,987	3	0	0
九重町	11,066	-	-	-	-	-	-	-	-
玖珠町	18,329	0	0	-	-	-	0	0	0
合計	1,210,029	2,140	1,152	791	426	557,612	2,455	25	48

出典 大分県地震被害想定調査（平成31年公表版）

1-3-2-11 仮設トイレ需要量（プレート内地震）

市町村名	人口	建物		ライフライン		下水道 処理人口 (人)	需要数		
		避難所 (人)	避難所外 (人)	避難所 (人)	避難所外 (人)		人数 (人)	基数 (基/100人)	基数 (基/50人)
大分市	454,424	4,937	2,658	24,707	13,304	233,120	17,612	176	352
別府市	126,523	431	232	1,135	611	75,408	1,108	11	22
中津市	85,617	7	4	-	-	26,370	7	0	0
日田市	77,369	0	0	-	-	43,791	0	0	0
佐伯市	84,449	656	353	906	488	23,308	906	9	18
臼杵市	45,486	436	235	79	43	16,921	465	5	9
津久見市	23,164	152	82	481	259	10,841	377	4	8
竹田市	28,689	33	18	215	116	-	33	0	1
豊後高田市	26,206	38	21	-	-	-	38	0	1
杵築市	33,363	125	67	133	72	10,042	165	2	3
宇佐市	62,349	17	9	-	-	13,530	17	0	0
豊後大野市	43,371	221	119	339	182	17,045	354	4	7
由布市	35,248	12	6	15	8	8,213	15	0	0
国東市	35,425	16	9	-	-	1,027	16	0	0
姫島村	2,761	0	0	-	-	2,283	0	0	0
日出町	26,142	55	30	93	50	784	58	1	1
九重町	11,566	1	1	-	-	-	1	0	0
玖珠町	18,988	0	0	-	-	8,507	0	0	0
合計	1,221,140	7,137	3,843	28,104	15,133	491,189	21,173	212	422

出典 大分県地震被害想定調査（平成31年公表版）

## 1-3-3 災害廃棄物種類別発生量の推計

### 1-3-3-1 中央構造線断層帯地震

市町村名	災害廃棄物種類別数量(千t)						津波堆積物重量 (千t)
	可燃物	不燃物	コンクリートが ら	金属	柱角材	合計	
大分市	1,479.4	1,557.8	4,456.5	553.3	443.7	8,490.7	931.6
別府市	241.6	296.1	807.1	95.4	72.4	1,512.6	287.3
中津市	1.9	1.9	5.5	0.7	0.6	10.5	15.2
日田市	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.5	0.0
佐伯市	0.4	0.4	1.3	0.2	0.1	2.4	3.9
臼杵市	4.8	4.9	14.1	1.8	1.4	27.1	5.4
津久見市	0.5	0.5	1.4	0.2	0.1	2.6	3.8
竹田市	0.2	0.2	0.7	0.1	0.1	1.3	0.0
豊後高田市	3.0	3.0	8.8	1.1	0.9	16.9	24.3
杵築市	24.0	24.0	69.4	8.8	7.2	133.5	78.4
宇佐市	1.7	1.7	4.9	0.6	0.5	9.4	2.4
豊後大野市	1.3	1.3	3.6	0.5	0.4	7.0	0.0
由布市	39.5	39.5	114.0	14.5	11.8	219.2	0.0
国東市	3.5	3.5	10.1	1.3	1.1	19.5	17.1
姫島村	0.4	0.4	1.3	0.2	0.1	2.5	3.9
日出町	29.3	29.3	84.7	10.7	8.8	162.8	42.8
九重町	1.1	1.1	3.1	0.4	0.3	6.1	0.0
玖珠町	0.8	0.8	2.4	0.3	0.2	4.6	0.0
合計	1,833.5	1,966.6	5,589.1	689.9	549.9	10,629.0	1,416.0

注) 種類別重量等の算出方法は、災害廃棄物仮置場必要面積の推計(4-2-1)に掲載。

### 1-3-3-2 日出生断層帯地震

市町村名	災害廃棄物種類別数量(千t)						津波堆積物重量 (千t)
	可燃物	不燃物	コンクリートが ら	金属	柱角材	合計	
大分市	157.3	157.3	454.5	57.7	47.2	874.1	0.0
別府市	132.9	195.7	509.9	56.6	39.8	935.0	0.0
中津市	2.9	2.9	8.5	1.1	0.9	16.3	0.0
日田市	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.5	0.0
佐伯市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
臼杵市	1.0	1.0	2.9	0.4	0.3	5.6	0.0
津久見市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
竹田市	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0
豊後高田市	0.1	0.1	0.3	0.0	0.0	0.7	0.0
杵築市	9.5	9.6	27.6	3.5	2.9	53.0	0.0
宇佐市	13.1	13.1	37.7	4.8	3.9	72.5	0.0
豊後大野市	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
由布市	8.6	8.6	24.7	3.1	2.6	47.6	0.0
国東市	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0
姫島村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日出町	31.6	31.6	91.2	11.6	9.5	175.4	0.0
九重町	4.0	4.0	11.5	1.5	1.2	22.1	0.0
玖珠町	12.4	12.4	35.7	4.5	3.7	68.7	0.0
合計	373.6	436.4	1,205.2	144.8	112.0	2,272.0	0.0

注) 種類別重量等の算出方法は、災害廃棄物仮置場必要面積の推計(4-2-1)に掲載。

### 1-3-3-3 万年山-崩平山断層帯地震

市町村名	災害廃棄物種類別数量(千t)						津波堆積物重量 (千t)
	可燃物	不燃物	コンクリートが ら	金属	柱角材	合計	
大分市	5.8	5.8	16.8	2.1	1.7	32.3	0.0
別府市	2.2	2.2	6.3	0.8	0.7	12.1	0.0
中津市	0.2	0.2	0.5	0.1	0.1	1.0	0.0
日田市	13.5	13.6	39.1	5.0	4.1	75.2	0.0
佐伯市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
臼杵市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
津久見市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
竹田市	0.1	0.1	0.4	0.0	0.0	0.7	0.0
豊後高田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
杵築市	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
宇佐市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
豊後大野市	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0
由布市	2.0	2.0	5.8	0.7	0.6	11.2	0.0
国東市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
姫島村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日出町	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0
九重町	12.6	12.6	36.3	4.6	3.8	69.9	0.0
玖珠町	9.3	9.3	26.9	3.4	2.8	51.7	0.0
合計	45.8	45.9	132.4	16.8	13.7	254.7	0.0

注) 種類別重量等の算出方法は、災害廃棄物仮置場必要面積の推計(4-2-1)に掲載。

### 1-3-3-4 南海トラフの巨大地震

市町村名	災害廃棄物種類別数量(千t)						津波堆積物重量 (千t)
	可燃物	不燃物	コンクリートが ら	金属	柱角材	合計	
大分市	149.4	149.4	431.6	54.8	44.8	830.0	508.6
別府市	32.2	32.2	93.1	11.8	9.7	179.0	196.1
中津市	2.0	2.0	5.8	0.7	0.6	11.2	18.0
日田市	0.7	0.7	1.9	0.2	0.2	3.7	0.0
佐伯市	181.6	181.7	524.7	66.6	54.5	1,009.1	1,395.1
臼杵市	52.9	52.9	152.9	19.4	15.9	294.0	422.0
津久見市	30.0	30.0	86.6	11.0	9.0	166.5	258.9
竹田市	0.9	0.9	2.6	0.3	0.3	5.0	0.0
豊後高田市	4.7	4.7	13.5	1.7	1.4	26.0	42.1
杵築市	9.4	9.4	27.3	3.5	2.8	52.4	63.3
宇佐市	0.6	0.6	1.6	0.2	0.2	3.1	4.4
豊後大野市	14.7	14.7	42.4	5.4	4.4	81.5	0.0
由布市	1.2	1.2	3.3	0.4	0.3	6.4	0.0
国東市	3.6	3.6	10.5	1.3	1.1	20.1	28.9
姫島村	0.7	0.7	2.1	0.3	0.2	4.0	6.5
日出町	8.5	8.5	24.6	3.1	2.6	47.3	56.1
九重町	0.7	0.7	2.0	0.2	0.2	3.8	0.0
玖珠町	0.6	0.6	1.9	0.2	0.2	3.6	0.0
合計	494.3	494.4	1,428.3	181.3	148.3	2,746.6	3,000.0

注) 種類別重量等の算出方法は、災害廃棄物仮置場必要面積の推計(4-2-1)に掲載。

1-3-3-5 周防灘断層群主部地震

市町村名	災害廃棄物種類別数量(千t)						津波堆積物重量 (千t)
	可燃物	不燃物	コンクリートが ら	金属	柱角材	合計	
大分市	0.5	0.5	1.5	0.2	0.2	2.8	4.4
別府市	0.1	0.1	0.3	0.0	0.0	0.5	0.5
中津市	3.2	3.2	9.2	1.2	1.0	17.6	6.1
日田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
佐伯市	0.1	0.1	0.4	0.0	0.0	0.8	1.2
臼杵市	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.3
津久見市	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.3	0.5
竹田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
豊後高田市	6.7	6.7	19.3	2.4	2.0	37.1	35.2
杵築市	0.5	0.5	1.5	0.2	0.2	2.9	2.2
宇佐市	2.7	2.7	7.8	1.0	0.8	15.0	2.2
豊後大野市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
由布市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国東市	3.4	3.4	9.9	1.3	1.0	19.1	23.9
姫島村	1.4	1.4	4.0	0.5	0.4	7.6	12.4
日出町	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.2
九重町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
玖珠町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	18.7	18.7	54.1	6.9	5.6	104.0	89.0

注) 種類別重量等の算出方法は、災害廃棄物仮置場必要面積の推計(4-2-1)に掲載。

1-3-3-6 プレート内地震

市町村名	災害廃棄物種類別数量(千t)						津波堆積物重量 (千t)
	可燃物	不燃物	コンクリートが ら	金属	柱角材	合計	
大分市	103.1	103.2	298.0	37.8	30.9	572.9	0.0
別府市	12.6	12.6	36.4	4.6	3.8	70.0	0.0
中津市	0.2	0.2	0.7	0.1	0.1	1.3	0.0
日田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
佐伯市	13.0	13.0	37.4	4.8	3.9	72.0	0.0
臼杵市	6.6	6.6	19.0	2.4	2.0	36.5	0.0
津久見市	3.0	3.0	8.7	1.1	0.9	16.7	0.0
竹田市	0.4	0.4	1.3	0.2	0.1	2.4	0.0
豊後高田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
杵築市	2.3	2.3	6.5	0.8	0.7	12.6	0.0
宇佐市	0.4	0.4	1.1	0.1	0.1	2.1	0.0
豊後大野市	2.8	2.8	8.0	1.0	0.8	15.4	0.0
由布市	0.5	0.5	1.3	0.2	0.1	2.5	0.0
国東市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
姫島村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日出町	0.8	0.8	2.3	0.3	0.2	4.5	0.0
九重町	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.4	0.0
玖珠町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	145.7	145.8	421.0	53.4	43.7	809.6	0.0

注) 種類別重量等の算出方法は、災害廃棄物仮置場必要面積の推計(4-2-1)に掲載。



## 1-3-4 市町村等一般廃棄物処理施設による災害廃棄物処理可能量等の推計

### 1-3-4-1 市町村等焼却施設による災害廃棄物処理可能量の推計

設置市町村等	施設名称	処理能力 (t/日) A	年間処理能力 (t/日) B=A*310	年間処理量 (H30) (t/年) C	余力を全て活用		通常ごみの10%混焼	
					余力	災害廃棄物 処理可能量	余力	災害廃棄物 処理可能量
					(t/年) D=B-C	(t/2.7年) E=D*2.7	(t/年) F(注1)	(t/2.7年) G=F*2.7
大分市	大分市福宗環境センター福宗清掃工場	438	135,780	90,691	45,089	121,740	10,077	27,207
大分市	大分市佐野清掃センター清掃工場	387	119,970	77,488	42,482	114,702	8,610	23,246
中津市	中津市クリーンプラザ	100	31,000	28,043	2,957	7,984	3,116	8,413
日田市	日田市清掃センター	90	27,900	17,336	10,564	28,523	1,926	5,201
佐伯市	エコセンター番匠	110	34,100	28,184	5,916	15,973	3,132	8,455
豊後高田市	豊後高田市ごみ清掃工場	35	10,850	6,039	4,811	12,990	671	1,812
宇佐市	宇佐市ごみ焼却センター	90	27,900	16,514	11,386	30,742	1,835	4,954
豊後大野市	豊後大野市清掃センター	50	15,500	9,836	5,664	15,293	1,093	2,951
国東市	国東市クリーンセンター	31	9,610	7,840	1,770	4,779	871	2,352
姫島村	姫島村清掃センター	5	1,550	649	901	2,433	72	195
別杵速見地域広域 市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター高効率ごみ発電施設	235	72,850	59,969	12,881	34,779	6,663	17,991
玖珠九重行政 事務組合	玖珠清掃センター	28	8,680	6,954	1,726	4,660	773	2,086
合計	12施設	1,599	495,690	349,543	146,147	394,598	38,838	104,863

注) 1 余力 (F) については、次の式により算出した。

$$\text{余力 (F)} = (\text{年間処理実績 (C)} \div 0.9) - \text{年間処理実績 (C)}$$

2 津久見市ドリームフューエルセンターと津久見市保戸島焼却施設は災害廃棄物の処理が期待できないことから、試算対象から除外した。

1-3-4-2 市町村等最終処分場10年後残余容量の推計

設置市町村等	施設名称	全体容積 (m <sup>3</sup> )	埋立容量 (m <sup>3</sup> /年度)	残余容量 (m <sup>3</sup> )	10年後残余 容量 (m <sup>3</sup> )	10年後残余 容量 (m <sup>3</sup> )
		A	B	C	D=C-(B×10)	E=D>0
大分市	大分市福宗環境センター鬼崎埋立場	2,840,000	13,434	418,038	283,698	283,698
大分市	大分市佐野清掃センター埋立場	1,124,000	40	221,705	221,305	221,305
大分市	大分市関崎清浄園埋立処分場	22,000	0	12,755	12,755	12,755
別府市	別府市南畑不燃物埋立場	625,000	205	74,212	72,162	72,162
中津市	中津市一般廃棄物埋立処分場	165,540	1,956	30,522	10,962	10,962
日田市	日田市清掃センター最終処分場	113,575	2,235	34,120	11,770	11,770
佐伯市	佐伯一般廃棄物最終処分場	114,729	1,191	22,573	10,663	10,663
佐伯市	蒲江一般廃棄物最終処分場	25,000	0	15,275	15,275	15,275
臼杵市	臼杵市不燃物処理センター	71,000	107	59,171	58,102	58,102
津久見市	津久見市最終処分場	40,480	403	18,528	14,498	14,498
竹田市	竹田市清掃センター	32,661	140	13,866	12,466	12,466
宇佐市	宇佐市不燃物処理場	111,840	2,067	5,071	△ 15,599	0
国東市	国東市最終処分場	20,800	495	6,808	1,858	1,858
別府速見地域広域市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター 埋立処分施設	397,120	2,406	12,258	△ 11,801	0
玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター	35,000	1,054	11,732	1,192	1,192
合計	15施設	5,738,745	25,733	956,634	699,306	726,706

出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査（平成30年度）

1-3-4-3 市町村等し尿処理施設余裕率の推計

設置市町村等	施設名称	年間処理量(H30)		処理能力 (kL/日)	日量換算 (kL/日) B=A/365	処理能力 (kL/日) C	受入可能量 (kL/日) D=C-B	余裕率 (%)
		し尿 (kL/年度)	浄化槽汚泥 (kL/年度)					
大分市	大分市大洲園処理場	14,277.57	104,255.54	390.00	324.75	390.00	65.25	16.73
別府市	別府市し尿処理場春木苑（平成30年度廃止）	1,325.00	25,126.00	0.00	72.47	100.00	27.53	27.53
別府市	別府市リバーサイドオアシス春木苑	0.00	0.00	75.00	0.00	75.00	75.00	100.00
別府市	推計	1,325.00	25,126.00	75.00	72.47	75.00	2.53	3.38
中津市	中津市清掃センター	30,820.00	23,255.00	176.00	148.15	176.00	27.85	15.82
日田市	日田市環境衛生センター	7,313.00	12,856.00	82.00	55.26	82.00	26.74	32.61
佐伯市	クリーンセンター	2,876.00	31,455.00	102.00	94.06	102.00	7.94	7.79
臼杵市	臼杵市し尿等前処理施設	1,346.00	11,342.00	45.00	34.76	45.00	10.24	22.75
津久見市	し尿等前処理施設	1,412.00	5,512.00	25.10	18.97	25.10	6.13	24.42
竹田市	竹田市衛生センター	2,797.00	12,942.00	40.00	43.12	40.00	0.00	0.00
豊後高田市	豊後高田市クリーンセンター	3,618.00	4,456.00	36.00	22.12	36.00	13.88	38.55
宇佐市	宇佐市環境衛生センター	12,670.00	9,029.00	87.00	59.45	87.00	27.55	31.67
豊後大野市	豊後大野市白鹿浄化センター	2,596.00	14,972.00	80.00	48.13	80.00	31.87	39.84
国東市	国東市し尿処理場	2,367.00	7,099.00	50.00	25.93	50.00	24.07	48.13
姫島村	姫島村し尿処理場	67.00	50.00	0.59	0.32	0.59	0.27	45.67
由布大分環境衛生組合	由布大分環境衛生センター	3,366.00	25,808.00	80.00	79.93	80.00	0.07	0.09
杵築速見環境浄化組合	杵築速見環境浄化センター	2,703.00	16,492.00	58.00	52.59	58.00	5.41	9.33
玖珠九重行政事務組合	玖珠環境衛生センター	2,809.00	17,025.00	52.00	54.34	52.00	0.00	0.00
合計	16施設	92,362.57	321,674.54	1,378.69	1,134.35	1,378.69	249.80	17.72

注）別府市し尿処理場春木苑（別府市上段）は平成30年度で廃止、別府市リバーサイドオアシス春木苑（別府市下段）が平成31年度から使用開始のため、平成30年度処理量と日量換算は上段の実績値を、処理能力は下段の数値を用いて受入可能量を推計した。

出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査（平成30年度）

## 1-3-5 市町村等一般廃棄物処理施設処理可能量と災害廃棄物発生見込量との比較

### 1-3-5-1 市町村等焼却施設処理可能量と災害廃棄物発生見込量との比較

市町村名	可燃物発生見込量（焼却対象） （千t）						災害廃棄物処理可能量 （千t/2.7年）	
	中央構造線断層帯による地震	日出生断層帯による地震	万年山-崩平山断層帯による地震	南海トラフの巨大地震	周防灘断層群主部による地震	プレート内地震	余力全て	通常ごみの10%混焼
大分市	1,479.4	157.3	5.8	149.4	0.5	103.1	236.4	50.5
別府市	241.6	132.9	2.2	32.2	0.1	12.6	34.8	18.0
中津市	1.9	2.9	0.2	2.0	3.2	0.2	8.0	8.4
日田市	0.1	0.1	13.5	0.7	0.0	0.0	28.5	5.2
佐伯市	0.4	0.0	0.0	181.6	0.1	13.0	16.0	8.5
臼杵市	4.8	1.0	0.0	52.9	0.0	6.6	0.0	0.0
津久見市	0.5	0.0	0.0	30.0	0.1	3.0	0.0	0.0
竹田市	0.2	0.0	0.1	0.9	0.0	0.4	0.0	0.0
豊後高田市	3.0	0.1	0.0	4.7	6.7	0.0	13.0	1.8
杵築市	24.0	9.5	0.0	9.4	0.5	2.3	0.0	0.0
宇佐市	1.7	13.1	0.0	0.6	2.7	0.4	30.7	5.0
豊後大野市	1.3	0.0	0.0	14.7	0.0	2.8	15.3	3.0
由布市	39.5	8.6	2.0	1.2	0.0	0.5	0.0	0.0
国東町	3.5	0.0	0.0	3.6	3.4	0.0	4.8	2.4
姫島村	0.4	0.0	0.0	0.7	1.4	0.0	2.4	0.2
日出町	29.3	31.6	0.0	8.5	0.0	0.8	0.0	0.0
九重町	1.1	4.0	12.6	0.7	0.0	0.1	0.0	0.0
玖珠町	0.8	12.4	9.3	0.6	0.0	0.0	4.7	2.1
計	1,833.5	373.6	45.8	494.3	18.7	145.7	394.6	104.9

(単位：m<sup>3</sup>)

1-3-3-5-2 市町村等最終処分場処理可能量と災害廃棄物発生見込量との比較

市町村名	埋立対象物														
	中央構造線断層帯による地震				日出生断層帯による地震				万年山-崩平山断層帯による地震						
	不燃物量 (m <sup>3</sup> )	埋立対象物 不燃物量 (m <sup>3</sup> )	可燃物 (t)	埋立対象物 焼却残さ量 (m <sup>3</sup> )	埋立対象物 計	不燃物量 (m <sup>3</sup> )	埋立対象物 不燃物量 (m <sup>3</sup> )	可燃物 (t)	埋立対象物 焼却残さ量 (m <sup>3</sup> )	埋立対象物 計	不燃物量 (m <sup>3</sup> )	埋立対象物 不燃物量 (m <sup>3</sup> )	可燃物 (t)	埋立対象物 焼却残さ量 (m <sup>3</sup> )	埋立対象物 計
大分市	2,611,401	626,736	1,315,009	328,752	955,489	270,167	64,840	139,851	34,963	99,803	9,980	2,395	5,166	1,291	3,687
別府市	464,216	111,412	214,757	53,689	165,101	285,182	68,444	118,184	29,546	97,990	3,751	900	1,942	485	1,386
中津市	3,251	780	1,683	421	1,201	5,035	1,208	2,607	652	1,860	311	75	161	40	115
日田市	147	35	76	19	54	148	35	76	19	55	23,259	5,582	12,024	3,006	8,588
佐伯市	749	180	388	97	277	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臼杵市	8,379	2,011	4,279	1,070	3,081	1,721	413	891	223	636	2	0	1	0	1
津久見市	808	194	418	105	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹田市	409	98	212	53	151	67	16	35	9	25	212	51	110	27	78
豊後高田市	5,211	1,251	2,697	674	1,925	205	49	106	27	76	0	0	0	0	0
杵築市	41,273	9,905	21,365	5,341	15,247	16,386	3,933	8,445	2,111	6,044	36	9	18	5	13
宇佐市	2,908	698	1,505	376	1,074	22,420	5,381	11,606	2,901	8,282	13	3	7	2	5
豊後大野市	2,150	516	1,113	278	794	43	10	22	6	16	77	18	40	10	28
豊後高田市	67,746	16,259	35,069	8,767	25,026	14,704	3,529	7,612	1,903	5,432	3,470	833	1,796	449	1,282
国東町	6,021	1,445	3,117	779	2,224	63	15	33	8	23	0	0	0	0	0
姫島村	183	761	394	98	281	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日田町	50,320	12,077	26,048	6,512	18,589	54,220	13,013	28,067	7,017	20,030	49	12	26	6	18
九重町	1,872	449	969	242	691	6,846	1,643	3,544	886	2,529	21,596	5,183	11,179	2,795	7,978
玖珠町	1,408	338	729	182	520	21,246	5,099	10,998	2,749	7,849	15,979	3,835	8,272	2,068	5,903
計	3,269,030	784,567	1,629,827	407,457	1,192,024	698,456	167,630	332,077	83,019	250,649	78,734	18,896	40,740	10,185	29,081

市町村名	埋立対象物												市町村 災害廃棄物 処理可能量			
	南海トラフの巨大地震				周防灘断層帯主部による地震				プレート内地震							
	不燃物量 (m <sup>3</sup> )	埋立対象物 不燃物量 (m <sup>3</sup> )	可燃物 (t)	埋立対象物 焼却残さ量 (m <sup>3</sup> )	埋立対象物 計	不燃物量 (m <sup>3</sup> )	埋立対象物 不燃物量 (m <sup>3</sup> )	可燃物 (t)	埋立対象物 焼却残さ量 (m <sup>3</sup> )	埋立対象物 計	不燃物量 (m <sup>3</sup> )	埋立対象物 不燃物量 (m <sup>3</sup> )		可燃物 (t)	埋立対象物 焼却残さ量 (m <sup>3</sup> )	埋立対象物 計
大分市	256,526	61,566	132,769	33,192	94,759	871	209	451	113	322	177,077	42,498	91,630	22,908	65,406	517,758
別府市	55,333	13,280	28,640	7,160	20,440	158	38	82	20	58	21,638	5,193	11,197	2,799	7,992	72,162
中津市	3,466	832	1,794	448	1,280	5,443	1,306	2,818	704	2,011	413	99	214	53	153	10,962
日田市	1,132	272	586	146	418	0	0	0	0	0	15	4	8	2	5	11,770
佐伯市	311,904	74,857	161,444	40,361	115,218	284	56	121	30	86	22,251	5,340	11,518	2,880	8,220	25,938
臼杵市	90,861	21,807	47,031	11,758	33,564	59	14	30	8	22	11,286	2,709	5,842	1,461	4,169	58,102
津久見市	51,454	12,349	26,635	6,659	19,008	91	22	47	12	34	5,174	1,242	2,678	670	1,911	14,498
竹田市	1,539	369	797	199	569	0	0	0	0	0	743	178	385	96	275	12,466
豊後高田市	8,030	1,927	4,157	1,039	2,966	11,472	2,753	5,938	1,485	4,238	11	3	6	1	4	0
杵築市	16,198	3,887	8,385	2,096	5,984	890	214	461	115	329	3,887	933	2,012	503	1,436	0
宇佐市	965	232	499	125	356	0	0	0	0	0	4,760	1,142	2,464	616	1,758	0
豊後大野市	25,205	6,049	13,041	3,260	9,310	0	0	0	0	0	4,760	1,142	2,464	616	1,758	0
国東町	1,978	475	1,024	256	731	0	0	0	0	0	782	188	405	101	289	0
田原町	6,221	1,493	3,220	805	2,298	5,891	1,414	3,049	762	2,176	13	3	7	2	5	1,858
姫島村	1,236	297	640	160	457	2,357	566	1,220	305	871	0	0	0	0	0	0
日田町	14,631	3,511	7,573	1,893	5,405	56	13	29	7	21	1,391	334	720	180	514	0
九重町	1,171	281	606	151	432	0	0	0	0	0	134	32	70	17	50	0
玖珠町	1,111	267	575	144	410	0	0	0	0	0	3	1	2	0	1	1,192
計	848,961	203,751	439,418	109,854	313,605	32,160	7,718	16,647	4,162	11,880	250,226	60,054	129,492	32,373	92,427	726,706

## 2-1-1 連絡体制

### 2-1-1-1 市町村一覧（災害廃棄物担当窓口）

No.	市町村名	課名	電話	FAX	備考
1	大分市	ごみ減量推進課	097-537-5624	097-534-6252	
2	別府市	環境課	0977-66-5353	0977-21-1105	
3	中津市	清掃課	0979-24-5374	0979-26-1950	
4	日田市	環境課	0973-22-8208	0973-22-8241	
5	佐伯市	清掃課	0972-22-3984	0972-23-3640	
6	臼杵市	清掃センター	0972-65-3700	0972-65-3269	
7	津久見市	環境保全課	0972-82-9513	0972-82-9374	
8	竹田市	市民課	0974-63-4821	0974-63-0909	
9	豊後高田市	環境課	0978-25-6218	0978-22-0955	
10	杵築市	生活環境課	0978-62-1807	0978-64-0533	
11	宇佐市	生活環境課	0978-27-8133	0978-32-1129	
12	豊後大野市	環境衛生課	0974-22-1001	0974-22-1426	
13	由布市	環境課	097-582-1310	097-582-3971	
14	国東市	環境衛生課	0978-72-9001	0978-72-9002	
15	姫島村	生活環境課	0978-87-2276	0978-87-3629	
16	日出町	生活環境課	0977-73-3128	0977-73-3169	
17	九重町	健康福祉課	0973-76-3838	0973-76-3836	
18	玖珠町	住民課	0973-72-1137	0973-72-0810	

※令和2年3月現在

### 2-1-1-2 関係団体一覧

No.	団体名	電話	FAX	備考
1	(一社) 大分県産業資源循環協会	097-503-0350	097-503-0351	
2	(一社) 大分県建設業協会	097-536-4800	097-534-5828	
3	大分県環境整備事業協同組合	097-558-6943	097-558-8943	
4	大分県建造物解体工事業協同組合	097-540-5577	097-540-5578	
5	(公財) 大分県環境管理協会	097-567-1855	097-567-1926	

※令和2年3月現在

### 2-1-1-3 大分県の機関

No.	団体名	電話	FAX	備考
1	防災対策企画課	097-506-3067	097-533-0930	
2	循環社会推進課	097-506-3126	097-506-1748	
3	東部保健所（別府市、杵築市、日出町）	0977-67-2511	0977-67-2512	
4	東部保健所国東保健部（国東市、姫島村）	0978-72-1127	0978-72-3073	
5	中部保健所（臼杵市、津久見市）	0972-62-9171	0972-62-9173	
6	中部保健所由布保健部（由布市）	097-582-0660	097-582-0691	
7	南部保健所（佐伯市）	0972-22-0562	0972-25-0206	
8	豊肥保健所（豊後大野市、竹田市）	0974-22-0162	0974-22-7580	
9	西部保健所（日田市、九重町、玖珠町）	0973-23-3133	0973-23-3136	
10	北部保健所（中津市、宇佐市）	0979-22-2210	0979-22-2211	
11	北部保健所高田保健部（豊後高田市）	0978-22-3165	0978-22-2684	

※令和2年3月現在

### 2-1-1-4 国の機関

No.	担当課	電話	FAX
1	環境省 環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室	03-5521-8358	03-3539-8263
2	環境省 九州地方環境事務所資源循環課	096-322-2410	096-322-2446

※令和2年3月現在

### 2-1-1-5 他都道府県廃棄物担当課

No.	県名	担当課	電話	FAX
1	福岡県	環境部廃棄物対策課	092-643-3363	092-643-3365
2	佐賀県	県民環境部 循環型社会推進課	0952-25-7078	0952-25-7109
3	長崎県	環境部廃棄物対策課	095-895-2373	095-824-4781
4	熊本県	環境生活部環境局循環社会推進課	096-333-2277	096-383-7680
5	宮崎県	環境森林部循環社会推進課	0985-26-7081	0985-22-9314
6	鹿児島県	環境林務部廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2594	099-286-5545
7	沖縄県	環境部環境整備課	098-866-2231	098-866-2234

※令和2年3月現在

## 2-2-1 災害応援協定

### 2-2-1-1 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定

#### 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書

災害対策基本法（昭和36年）法律第233号。以下「法」という。）に基づく災害時の応援に関し、大分県（以下「県」という。）及び大分県内の市町村（以下「市町村」という。）は、次のとおり「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、法第67条第1項及び第68条第1項の規定による応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定に基づく応援は、次により行うものとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両、舟艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供
- (6) ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供
- (7) 火葬場の提供
- (8) その他被災市町村の長から特に要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村の長は、知事及び他の市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を要請するものとする。

- (1) 災害の状況
  - (2) 応援の内容
  - (3) 応援の期間
  - (4) 応援の場所
  - (5) その他必要な事項
- 2 被災市町村の長は、前項の規定により個別に要請するいとまがないときは、知事に対して一括して応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、知事は、速やかに応援要請先の市町村の長に対し、要請内容を伝達するものとする。
- 3 前2項の規定による要請は、電話、FAX等（以下「電話等」という。）により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により要請を受けた知事及び市町村の長は、被災市町村の長に対し、応援内容を電話等により連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

2 前条約2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、知事に対し、応援内容を電話等により連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

3 知事は、前項の連絡を受けたときは、応援内容を取りまとめ、被災市町村の長に通知するものとする。

（自主応援）

第5条 知事及び市町村の長は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災市町村の長が第3条に規定する要請をおこなうことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、第2条の応援を実施することができるものとする。この場合には、同条の要請があったものとみなす。



(応援費用の負担区分)

第6条 応援に要した費用は、被災市町村が負担するものとする。

2 前項の費用は、被災市町村の長の求めがあったときは、応援を実施した県及び市町村が一時操替え支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたい場合は、被災市町村と応援を実施した県及び市町村の間で協議して定めるものとする。

(県の役割)

第7条 県は、県及び市町村の防災力その他の防災情報を収集し、市町村に提供するなど、応援体制の整備に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法及び消防組織法(昭和22年法律第226号)等に基づき締結している。他の相互応援協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、県及び市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年5月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には大分県知事及び各市町村長が記名、押印して、本書59通を作成し、各1通を保有するものとする。

平成10年5月18日

大分県知事	平松守彦
大分市町	木下敬之助
別府市長	井上伸之

— 以下省略 —

2-2-1-2 大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定（社団法人大分県産業廃棄物処理業協会  
（現一般社団法人大分県産業廃棄物協会））

大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定書

大分県（以下「甲」という。）と社団法人大分県産業廃棄物処理業協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、平成19年2月1日に締結した大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定を見直し、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大分県内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、当該災害により発生した災害廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の撤去、収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、被災した市町村（一部事務組合を含む。以下「被災市町村」という。）から次に掲げる事業（以下「災害廃棄物処理等」という。）について協力の要請があった場合に、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去事業
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬事業
- (3) 災害廃棄物の処分事業
- (4) 前各号に伴う必要な事業

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災市町村名と連絡責任者
- (2) 協力の要請内容（必要とする人員、車両、資機材等の名称及び数量、場所、日時）
- (3) その他必要な事項

（災害廃棄物処理等の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を確保し、被災市町村が実施する災害廃棄物処理等に協力するものとする。

2 災害廃棄物処理等は、被災市町村の指示に従い、乙の会員が実施するものとする。

3 乙は、必要に応じて災害廃棄物処理等を実施する会員の調整、被災市町村と会員との調整を行い、災害廃棄物処理等が円滑に実施されるよう協力するものとする。

4 乙は、災害廃棄物処理等を実施する会員に対して、次に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（災害時の情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理等に関し、協力が可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、その会員が実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙の会員が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として当該被災市町村が負担するものとし、その額等は、災害発生直前における適正な価格を基準として、協力要請を行った被災市町村と当該乙の会員とが協議のうえ決定するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては大分県生活環境部廃棄物対策課、乙においては社団法人大分県産業廃棄物処理業協会事務局とする。

(他被災都道府県への応援)

第8条 甲が、被災した他の都道府県における災害廃棄物処理等についての応援を行うために協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協会の状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な会員の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協定書の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結から平成24年3月31日までとする。  
ただし、協定期間満了30日前までには、甲、乙いずれかが協定の解除または変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年12月1日

甲 大分市大手町3丁目1番1号  
大分県  
大分県知事 広瀬 勝 貞

乙 大分市府内町1丁目6番6号36号 大光ビル4階  
社団法人 大分県産業廃棄物処理業協会  
会 長 松田 正 則

2-2-1-3 大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定（社団法人大分県建設業協会（現一般社団法人大分県建設業協会））

## 大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において、大分県（以下「甲」という。）及び社団法人大分県建設業協会（以下「乙」という。）が県内の被災市町村に対する災害廃棄物処理に関する応援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。
- 2 この協定において「災害廃棄物」とは、災害時に発生した廃棄物で、市町村が生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。
- 3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。
- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
  - (2) 災害廃棄物処理に必要な人員の派遣
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

（応援要請）

第3条 甲は被災市町村からの応援要請があり、乙に協力を求める必要があると認める場合は、乙に対し、応援を要請するものとする。

（応援要請の手続）

- 第4条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。
- (1) 要請のあった被災市町村と連絡責任者
  - (2) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、応援場所及び応援予定期日）
  - (3) その他必要な事項

（応援の実施）

- 第5条 乙は、応援要請を受けた場合、可能な範囲でこれに応じ、応援を行うものとする。
- 2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の情報を甲へ通知する。
- 3 乙の会員は、被災市町村の指示に従い、災害廃棄物処理に関する応援を行うものとする。

(応援実施内容の報告)

第6条 乙の会員は、災害廃棄物処理に関する応援を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 応援市町村
- (2) 応援の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として、応援要請をした市町村が負担するものとし、支払い方法等については、乙の会員と要請市町村が協議のうえ、決定するものとする。

(補足)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成19年2月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年2月1日

甲 大分市大手町3丁目1番1号  
大分県  
大分県知事 広瀬勝貞

乙 大分市荷場町4番28号  
社団法人 大分県建設業協会  
会長 梅林秀伍

## 大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定書

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において、大分県（以下「甲」という。）及び大分県建造物解体工事業協同組合（以下「乙」という。）が県内の被災市町村に対する災害廃棄物処理に関する応援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「災害廃棄物」とは、災害時に発生した廃棄物で、市町村が生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な人員の派遣
- (3) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

### （応援要請）

第3条 甲は被災市町村からの応援要請があり、乙に協力を求める必要があると認める場合は、乙に対し、応援を要請するものとする。

### （応援要請の手続）

第4条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 要請のあった被災市町村と連絡責任者
- (2) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、応援場所及び応援予定期日）
- (3) その他必要な事項

### （応援の実施）

第5条 乙は、応援要請を受けた場合、可能な範囲でこれに応じ、応援を行うものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の情報を甲へ通知する。

3 乙の会員は、被災市町村の指示に従い、災害廃棄物処理に関する応援を行うものとする。

(応援実施内容の報告)

第6条 乙の組合員は、災害廃棄物処理に関する応援を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 応援市町村
- (2) 応援の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として、応援要請をした市町村が負担するものとし、支払い方法等については、乙の組合員と要請市町村が協議のうえ、決定するものとする。

(補足)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成19年2月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年2月1日

甲 大分市大手町3丁目1番1号  
大 分 県  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

乙 大分市大字片島字米良山1963番地の1  
大分県建造物解体工事業協同組合  
理 事 長 首 藤 有

## 大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定書

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において、大分県（以下「甲」という。）及び大分県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）が県内の被災市町村に対する災害廃棄物処理に関する応援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「災害廃棄物」とは、災害時に発生したし尿、浄化槽汚泥で、市町村が生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な人員の派遣
- (3) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

### （応援要請）

第3条 甲は被災市町村からの応援要請があり、乙に協力を求める必要があると認める場合は、乙に対し、応援を要請するものとする。

### （応援要請の手続）

第4条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 要請のあった被災市町村と連絡責任者
- (2) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、応援場所及び応援予定期日）
- (3) その他必要な事項

### （応援の実施）

第5条 乙は、応援要請を受けた場合、可能な範囲でこれに応じ、応援を行うものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の情報を甲へ通知する。

3 乙の会員は、被災市町村の指示に従い、災害廃棄物処理に関する応援を行うものとする。

### （応援実施内容の報告）

第6条 乙の会員は、災害廃棄物処理に関する応援を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 応援市町村
- (2) 応援の実施内容
- (3) その他必要な事項

### （経費負担）

第7条 応援に要する経費は、原則として、応援要請をした市町村が負担するものとし、支払い方法等については、乙の組合員と要請市町村が協議のうえ、決定するものとする。

### （補足）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。



(適用)

第9条 この協定は、平成19年2月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年2月1日

甲 大分市大手町3丁目1番1号  
大分県  
大分県知事 広瀬勝貞

乙 大分市萩原1丁目4番4号八千代ビル2F  
大分県環境整備事業協同組合  
理事長 山佐瞭二

2-2-1-6 災害時における浄化槽の点検・復旧に関する応援協定書（公益財団法人大分県環境管理協会）

災害時における浄化槽の点検・復旧に関する応援協定書

大分県（以下「甲」という。）と公益財団法人大分県環境管理協会（以下「乙」という。）とは、大分県内での災害時における浄化槽の緊急点検・応急復旧等（以下「点検・復旧」という。）に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し災害時における浄化槽の点検・復旧に関する応援を要請することについて必要な事項を定め、もって公共用水域等の水質保全と被災浄化槽の早期復旧を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 乙及び乙の部会員による浄化槽の緊急点検及び実態調査の実施
- (2) 浄化槽の部品交換、補修工事及び応急復旧等に係わる乙の部会員の斡旋
- (3) 乙の部会員保有の仮設トイレの斡旋
- (4) 前3号に掲げるもののほか、浄化槽の点検・復旧に関する必要な行為

（応援要請）

第3条 甲は、被災市町村からの要請があったときは、乙に対し応援を要請するものとする。

2 前項の規定による乙への応援の要請は、原則として次に掲げる事項を示して文書により行うものとする。

ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭または電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 応援を要請した被災市町村の名称
- (2) 要請する応援の内容
- (3) その他必要な事項

（応援の実施）

第4条 乙は、応援の要請を受けた場合は、乙の部会員等の協力を得て、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

（関係団体との連携）

第5条 乙は、応援が円滑に行えるよう、関係団体、乙の部会員等との連携強化に努めるとともに、緊急連絡網の整備及び災害時における応援に関する訓練を常日頃から行うものとする。

（被災市町村との協議）

第6条 被災市町村と乙は、応援の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、第2条第2項に規定する応援を実施したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（経費負担）

第8条 浄化槽の点検・復旧に要する経費は、応援を要請した市町村が負担するものとし、その額は適正価格とし、当該点検・復旧を実施した乙の部会員と当該市町村が協議のうえ、決定するものとする。

(災害対策会議等への参画)

第9条 甲は、必要あると認めた場合は、乙に対し、大分県災害対策本部等の主催する関係会議に出席を求めることができる。

(連絡窓口)

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては大分県生活環境部廃棄物対策課、乙においては公益財団法人大分県環境管理協会事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の浄化槽を所管する組織が行うものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙で協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間および更新)

第12条 本協定の期間は、協定の締結から平成28年3月31日までとする。

ただし、協定期間の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合または甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成27年3月20日

甲 大分市大手町3丁目1番1号  
大分県  
大分県知事 広瀬 勝貞

乙 大分市大字寒田409番地の40  
公益財団法人 大分県環境管理協会  
理事長 安部 隆

## 2-1-1-7 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定

### 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災県単独では十分な対策が実施できない場合において、九州・山口9県災害時応援協定第5条第7号の規定に基づき、災害廃棄物処理等における初動対応を迅速かつ円滑に進めるために必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 災害廃棄物の処理に関し支援が可能な県（以下「支援県」という。）が被災し支援を必要とする県（以下「被災県」という。）に対して行う支援の内容は次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
  - 二 被災県における被災状況の把握や必要な支援の検討及び実施
  - 三 仮設トイレの設置業者及びし尿収集運搬業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整
  - 四 災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者及び処理業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整
  - 五 被災市町村の仮置場の管理・運営及び災害廃棄物の処理に関する技術的助言
  - 六 前各号に掲げるもののほか、被災県が初動対応として特に要請した事項
- 2 前項第1号の職員の派遣時に必要となる物資や装備品の調達、宿泊場所の確保については、原則、支援県が行うものとする。

(支援に係る手続き)

第3条 前条に掲げる支援は、被災県からの要請に基づき実施するものとする。ただし、支援県は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな支援の要請が困難と見込まれるときは、要請が行われる前に、必要な支援を行うことができるものとし、この場合には、要請があったものとみなすものとする。

(被災県における受援体制)

第4条 被災県は、前条に定める要請を行った場合（同条後段において要請があったものとみなす場合を含む。）、被災状況や県内における連携体制等に関する情報提供や支援県からの派遣職員や車両等の受入について、速やかに対応するよう努めることとする。

(平常時の情報共有)

第5条 九州・山口9県は、発災時に災害廃棄物の処理に係る支援を迅速かつ効率的に行うため、平常時にあらかじめ、次の情報について相互に情報交換を行うものとする。

- 一 仮設トイレの設置業者、し尿収集運搬業者及び関係団体等の情報

- 二 災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者、処理業者及び関係団体等の情報
- 三 市町村の災害廃棄物処理計画策定や仮置場候補地の選定に係る情報
- 四 災害廃棄物処理に関する実務や専門的な処理技術などの知識・経験を有する職員に係る情報
- 五 前各号に掲げるもののほか、九州・山口9県が必要と認めた事項

（連絡会議の実施）

第6条 九州・山口9県は、第3条から前条に規定する支援等が円滑に実施されるよう、毎年度、連絡会議を実施するものとする。

2 連絡会議の運営については、別途定める。

（経費の負担）

第7条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災県の負担とする。

2 支援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ支援を受けた被災県から要請があった場合には、支援県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 被災県及び支援県が前2項の規定により難しいと認めるときには、別に協議のうえ負担関係を定めることができる。

（補則）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、九州・山口9県が協議して定める。

2 この協定は、各県が個別に又は九州ブロックとして国等他の主体と締結する災害廃棄物処理に係る支援協定又は行動計画に基づいた取組を妨げるものではない。

（適用）

第9条 この協定は、平成29年11月15日から適用する。

2-2-2 災害廃棄物等の報告に係る様式集（県への報告及び支援要請）

2-2-2-1 廃棄物処理施設等被害報告書（様式1）

様式1

廃棄物処理施設等被害報告書

[第 報]

市町村名			
報告者氏名		(電話 )	
報告年月日		年	月 日 時現在
内 容			
被害区分		<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿処理施設</li> <li>・ごみ処理施設</li> <li>・埋立処分地施設</li> <li>・産業廃棄物処理施設</li> <li>・コミュニティープラント</li> <li>・生活排水処理施設</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>	
発 生	日 時	日	時 分
	場 所		
	原 因		
状 況	被害個所 被害状況 (概要)		
	応急対策 の状況		
	復旧見込み		
	その他 参考事項		



## し尿の収集対象推計発生量報告書

市町村名			
報告者氏名			
報告年月日	年	月	日 時現在
報告の回数	第	次報告	

対象区分	し尿収集対象推計発生量
避難所から発生するし尿	
断水による仮設トイレ利用から発生するし尿	
通常時からし尿収集を行っている世帯から発生するし尿	
合 計	

今後の収集対象発生量の推移に関する予測と処理能力

--



## 家屋の倒壊及び焼失状況報告書

市町村名			
報告者氏名			
報告年月日	年	月	日 時現在
報告の回数	第	次	報告

## 全体の倒壊および焼失棟数

全壊棟数	合計
全壊（棟）	
半壊（棟）	
木造火災（全焼）（棟）	
非木造火災（全焼）（棟）	
床上浸水（世帯又は棟）	
床下浸水（世帯又は棟）	
津波浸水面積（㎡）	

## 災害廃棄物の推計発生量報告書

市町村名				
報告者氏名				
報告年月日	年	月	日	時現在
報告の回数	第	次報告		

被害状況	被害棟数 ①	災害廃棄物発生原単位 <sup>1)</sup> ②	災害廃棄物発生量 ③=①×② t	種類別割合 ③×組成割合				
				可燃	不燃	コンクリート がら	金属	柱角材
全壊		117t/棟		18%	18%	52%	6.6%	5.4%
半壊		23t/棟		18%	18%	52%	6.6%	5.4%
木造火災 (全焼)		78t/棟		0.1%	65%	31%	4%	0%
非木造火災 (全焼)		98t/棟		0.1%	20%	76%	4%	0%
床上浸水		4.60 t /世帯 <sup>2)</sup>		56%	39%		5%	
床下浸水		0.62 t /世帯 <sup>2)</sup>		56%	39%		5%	
津波堆積物	浸水面積 (m <sup>2</sup> )	0.024t/m <sup>2</sup>						

備考：1) 推計対象地域における住宅・非住宅建物（大規模建物や公共建物を含む）及び公共施設系（インフラなど）の災害廃棄物を含んだ全体の発生量を算出する原単位という特徴を有し、単位は「トン/棟」になるが、単純に建物1棟の解体に伴う発生量を表すものではない。

2) 災害時に世帯数で把握できない場合はt/棟とする。

ごみの推計発生量報告書

市町村名			
報告者氏名			
報告年月日	年	月	日 時現在
報告の回数	第	次	報告

避難所から発生する家庭ごみ	
避難所避難人口	ごみ推計発生量

住宅から発生する家庭ごみ	
住宅在宅人口	ごみ推計発生量

粗大ごみ・大型ごみの推計発生量	
-----------------	--

ごみ発生推計量の合計量	
-------------	--

今後の発生量の推移の予測

2-2-2-7 災害時応援協定に基づく応援調整要請について（様式7）

様式7

年 月 日

大分県知事 殿  
(担当課気付)

(市町村名)

災害時応援協定に基づく応援調整要請について

上記のことについて下記のより応援を要請します。

1 災害の状況

- 災害の種類
- 災害の発生日時
- 災害発生場所
- 災害による被災の状況

2 応援要請内容

[ごみ関係]

収 集 車	t車 台(必用人数 名) t車 台(必用人数 名) 期 間 年 月 日～ 年 月 日
仮 置 場	ごみの種類及び保管量 t 期 間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	ごみの種類及び焼却等中間処理量 t 期 間 年 月 日～ 年 月 日
最 終 処 分 場	ごみの種類及び焼却等中間処理量 t 期 間 年 月 日～ 年 月 日
そ の 他	

[し尿関係]

収 集 車	t車 台(必用人数 名) t車 台(必用人数 名) 期 間 年 月 日～ 年 月 日 応援要請場所
処 理	処理量 期 間 年 月 日～ 年 月 日
そ の 他	

3 連絡先

- 担当課
- 連絡責任者
- 電話
- FAX
- 電子メールアドレス

2-2-2-8 災害時応援協定に基づく応援要請について（様式8）

様式8

年 月 日

市町村長 殿  
（ 課気付）

（市町村名）

災害時応援協定に基づく応援要請について

上記のことについて下記のより応援を要請します。

1 災害の状況

- 災害の種類
- 災害の発生日時
- 災害発生場所
- 災害による被災の状況

2 応援要請内容

[ごみ関係]

収 集 車	t車 台（必用人数 名） t車 台（必用人数 名） 期 間 年 月 日～ 年 月 日
仮 置 場	ごみの種類及び保管量 t 期 間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	ごみの種類及び焼却等中間処理量 t 期 間 年 月 日～ 年 月 日
最 終 処 分 場	ごみの種類及び焼却等中間処理量 t 期 間 年 月 日～ 年 月 日
そ の 他	

[し尿関係]

収 集 車	t車 台（必用人数 名） t車 台（必用人数 名） 期 間 年 月 日～ 年 月 日 応援要請場所
処 理	処理量 期 間 年 月 日～ 年 月 日
そ の 他	

3 連絡先

- 担当課
- 連絡責任者
- 電話
- FAX
- 電子メールアドレス

2-2-2-9 災害廃棄物処理の応援に関する協定書に基づく応援要請書（災害廃棄物、仮置場の運営委託関係）（様式9）

様式9

災害廃棄物処理の応援に関する協定書に基づく応援要請書  
（災害廃棄物、仮置場の運営委託関係）

市 町 村 名	
要 請 年 月 日	

担 当 者 氏 名	
所 属	
電 話 番 号	
ファックス番号	

応援要請期間	
応援要請内容	

現在支援を受けている場合にはその状況

災害廃棄物処理の応援に関する協定書に基づく応援要請書  
（し尿関係）

市 町 村 名	
要 請 年 月 日	

担 当 者 氏 名	
所 属	
電 話 番 号	
ファックス番号	

応 援 要 請 期 間	
応 援 要 請 内 容	

現在支援を受けている場合にはその状況

## 2-3-1 平時における推進体制

### 2-3-1-1 大分県災害廃棄物処理対策連絡会議設置要綱

#### 大分県災害廃棄物処理対策連絡会議設置要綱

##### (目的)

第1 震災等の災害時には、がれき等の廃棄物が大量に発生し、一般ごみについても収集・処理に困難を来すことが考えられる。

このため、震災等の災害廃棄物等について適正・迅速な処理を行うために県と市町村等で連絡会議を設置し、災害廃棄物対策の検討を行う。

##### (事業)

第2 大分県災害廃棄物処理対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事項について、検討する。

- (1) 災害廃棄物等処理モデル計画
- (2) 災害廃棄物処理体制、広域支援体制の整備に向けた課題
- (3) その他会議目的を達成するために必要な事項

##### (連絡会議の構成)

第3 連絡会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 連絡会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、生活環境部審議監をもって充てる。
- 4 副会長は、生活環境部廃棄物対策課長をもって充てる。
- 5 会長は、連絡会議を総括する。
- 6 連絡会議は、会員の過半数をもって成立する。
- 7 連絡会議の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

##### (会長の職務)

第4 会長は、連絡会議を招集し、その議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

##### (庶務)

第5 連絡会議の庶務は、生活環境部循環社会推進課が行う。

##### (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

##### 附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



(別表)

区分	団体（役職）
市町村等	大分市環境部ごみ減量推進課長
	別府市生活環境部環境課長
	中津市生活保健部清掃課長
	日田市市民環境部環境課長
	佐伯市市民生活部清掃課長
	臼杵市環境課長
	津久見市環境保全課長
	竹田市市民課長
	豊後高田市環境課長
	杵築市生活環境課長
	宇佐市市民生活部生活環境課長
	豊後大野市環境衛生課長
	由布市環境課長
	国東市環境衛生課長
	姫島村生活環境課長
	日出町生活環境課長
	九重町健康福祉課長
	玖珠町住民課長
	(一社) 大分県産業資源循環協会会長
	(一社) 大分県建設業協会土木委員長
	大分県環境整備事業協同組合理事長
	大分県建造物解体工事業協同組合理事長
	(公財) 大分県環境管理協会理事長
県	生活環境部審議監
	生活環境部循環社会推進課長
	生活環境部防災局防災対策企画課長
	土木建築部建設政策課長
	土木建築部道路保全課長
	警察本部交通部交通規制課長

## 2-3-1-2 大分県流木等処理対策検討会議設置要綱

### 大分県流木等処理対策検討会議設置要綱

#### (目的)

第1 通常の経済活動等により発生するごみとは別に、台風や集中豪雨等に伴って、河川の上中流域等から発生する流木等のごみは、沖合、港湾及び漁港などに漂流或いは滞留し、航路・漁場等への被害を及ぼし、また、海岸に漂着したものは景観を損なうだけでなく、長期間の放置により悪臭の発生源となるなど衛生上の問題も懸念される。これらのごみの処理は各施設の管理者等が行うこととされているが、発生地域と被害地域が異なることや処理に多大の費用を要することなどから、早期の適正処理は困難な状況が発生している。

このため、県下の海洋・海岸における漂流ごみ等の対策について検討していくため、「大分県流木等処理対策検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2 検討会議は、次の各号の事項について協議する。

- (1) 流木等処理対策についての調査・研究
- (2) 関係機関において実施する対策の連絡調整
- (3) 地域協議会の活動に関する事項
- (4) 情報の収集、情報の交換及びその他必要な事項

#### (構成)

第3 検討会議は、次に掲げる者を委員として構成する。

##### (国の機関)

- ・国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所河川管理課長
- ・国土交通省九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所工務課長
- ・大分海上保安部交通課長

##### (県の関係部局)

- ・生活環境部 生活環境部審議監、循環社会推進課長
- ・農林水産部 農村基盤整備課長、漁業管理課長、漁港漁村整備課長
- ・土木建築部 建設政策課長、河川課長、港湾課長

2 検討会議は、必要に応じ地域協議会の会長、市町村担当課長、大分県漁業協同組合専務理事及び（公社）別府湾をきれいにする会事務局長等の出席を求めるものとする。

#### (議長)

第4 検討会議に議長を置く。

- 2 議長は、生活環境部審議監とする。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 検討会議は、議長が招集する。

(地域協議会)

第6 漂着ごみ等の処理について現場での早期対応を図るため、海岸部を所管する県土木事務所の所管区域ごとに県土木事務所長等を長とする地域協議会を設置する。

2 地域協議会は、国、県の地方機関、地元市町村並びに地元の各団体等により組織する。

(庶務)

第7 検討会議の庶務は、生活環境部循環社会推進課が行う。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は別途定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成11年9月13日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年10月3日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 3-4-1 県への事務委託

#### 3-4-1-1 地方自治法の事務の委託及び事務の代替執行（条文）

##### 第四款 事務の委託

###### （事務の委託）

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

###### （事務の委託の規約）

第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- 二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 三 委託事務に要する経費の支弁の方法
- 四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

###### （事務の委託の効果）

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

##### 第五款 事務の代替執行

###### （事務の代替執行）

第二百五十二条の十六の二 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること（以下この条及び次条において「事務の代替執行」という。）ができる。

2 前項の規定により事務の代替執行をする事務（以下この款において「代替執行事務」という。）を変更し、又は事務の代替執行を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により事務の代替執行をし、又は代替執行事務を変更し、若しくは事務の代替執行を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に準用する。

（事務の代替執行の規約）

第二百五十二条の十六の三 事務の代替執行に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 事務の代替執行をする普通地方公共団体及びその相手方となる普通地方公共団体

二 代替執行事務の範囲並びに代替執行事務の管理及び執行の方法

三 代替執行事務に要する経費の支弁の方法

四 前三号に掲げるもののほか、事務の代替執行に関し必要な事項

（代替執行事務の管理及び執行の効力）

第二百五十二条の十六の四 第二百五十二条の十六の二の規定により普通地方公共団体が他の普通地方公共団体又は他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行した事務の管理及び執行は、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員が管理し及び執行したものとしての効力を有する。

## 3-4-2 公物管理者との調整

### 3-4-2-1 宮城県管理公物上の災害廃棄物の処理について（災害廃棄物処理業務の記録（平成26年7月・宮城県環境生活部震災廃棄物対策課編）から）

#### （2）県管理公物上の災害廃棄物の処理に係る調整

##### ① 課題

東日本大震災では、県が管理する道路や港湾、漁港などの公物敷地内に膨大な量の災害廃棄物が流れ込んだ。

この災害廃棄物の撤去や処分等については、国において、基本的にそれぞれの管理者が行うものとされたが、その処理には巨額の費用が必要となり、その財源をどのように捻出するかが課題となった。

##### ② 対応方針

平成23年5月2日に環境省から示された「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針」において、補助対象事業は「大震災により生じた災害等廃棄物（自動車、船舶を含む。）の収集・運搬及び処分を行う処理事業（公物管理者が存在する地域において、災害等廃棄物を市町村が実施主体となって処理する事業を含む。）」と明記され、県管理公物上の災害等廃棄物の処理についても環境省の補助対象となることが確認されたことから、国の支援を最大限引き出せる当該補助金を活用することとした。

##### ③ 調整内容

県管理公物上の災害廃棄物を当該補助金で処理するためには、当該処理について市町村に生活環境保全上必要なものとして認めてもらう必要があることから、県管理公物上の災害廃棄物を取りまとめた上で該当市町に個別に相談し、最終的に市町から同意を得ることができた。結果として、巨額の県費負担を回避することができた。

(県と市町との協議書類)

(市・町) 長 殿

宮城県知事 □□ □□

宮城県管理公物上の災害廃棄物の処理について (依頼)

宮城県では、災害復旧・復興及び洪水による二次災害の防止並びに経済活動や捜索活動 への支援活動等を含め、県民の生活環境の保全などの観点から道路、河川及び港湾を始めとする県が所管する公共施設の災害等廃棄物を優先して処理を行ってきたところです。

しかしながら、今回の災害等廃棄物の発生量は県内で発生する一般廃棄物の23年分という膨大な量であり、その処理には巨額の予算が必要になることから、国の費用を最大限 引き出せる補助制度を活用したいと考えております。

5月2日に環境省から示された「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助 交付方針」において、補助対象事業は「大震災により生じた災害等廃棄物(自動車、船舶を含む。)の収集・運搬及び処分を行う処理事業(公物管理者が存在する地域において、災害等廃棄物を市町村が実施主体となって処理する事業を含む)。」とされたところであり、県管理公物上の災害等廃棄物の処理についても環境省の補助対象となっているところであります。

つきましては、県管理公物上の災害等廃棄物の処理について、生活環境保全上必要なものとして認めていただきますようお願いいたします。

なお、御了解の旨を文書にて御回答いただきますよう重ねてお願いいたします。

宮城県知事 殿

□□市町長 □□ □□

宮城県管理公物上の災害等廃棄物の処理について (回答)

平成23年 月 日付け廃対第 号で依頼のありましたこのことについては、宮城県管理公物上の災害等廃棄物の処理を 市[町]が生活環境保全上必要なものとして認めることについて同意いたします。

3-4-2-2 海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について（平成22年3月30日付  
け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）

環廃対発第 100330002 号

平成 22 年 3 月 30 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課長

海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第 3 条に基づき海岸漂着対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定。以下「基本方針」という。）が定められたところであるが、下記の点に留意の上、関係機関、民間団体等と十分な協力及び連携を図り、海岸漂着物等の円滑な処理に向け、適切な対応を行うよう、貴都道府県内の市町村に対して周知方船願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 131 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 海岸漂着物処理推進法における市町村の役割

海岸漂着物処理推進法においては、海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならないとともに、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ海岸管理者等に協力しなければならないとされている（同法第 17 条第 1 項及び第 3 項）。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 147 号）においては、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める責務があり、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分しなければならないとされるとともに、産業廃棄物の処理もその事務として行なうことができるとされている（同法第 4 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項及び第 11 条第 2 項）。

ついては、各市町村にあつては、基本方針に則り、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関し、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努め、必要に応じて、海岸漂着物等の処理に御協力いただくようお願いする。



## 2. 民間団体等が回収した海岸漂着物等の取扱い

地域住民及び非営利組織その他の民間団体等（以下「民間団体等」という。）のボランティア活動による海岸漂着物等（海や湖などにおいて、漂流、堆積又は散乱しているごみ等も含む。）の回収が全国各地で行われているが、民間団体等がボランティア活動として海岸漂着物等を回収した際に発生した廃棄物については一般廃棄物である。

については、市町村にあっては、必要に応じて民間団体等の関係者と分別区分の調整等を行い、回収された海岸漂着物等を市町村の廃棄物処理施設において処分する等の善処をお願いする。

なお、民間団体等が海岸管理者等からの事業委託等により、当該民間団体等の事業として海岸漂着物等を回収する場合は、事業活動に伴って生じた廃棄物に該当し、その種類によって、一般廃棄物又は産業廃棄物となるので留意されたい。

## 3. 財産処分の手続

市町村の一般廃棄物処理施設で一般廃棄物に併せて産業廃棄物を処理することとなる場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 38 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づく財産処分目的外使用）の手続が必要となるが、平成 20 年 10 月 17 日付け環廃対発第 081017003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃棄物処理施設の財産処分について」の「第 2 の 2 の（1）災害廃棄物である産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）」に準じて包括承認事項と同様の取扱いとすることとする。

# 4-2-1 仮置場必要面積の推計

## 4-2-1-1 災害廃棄物仮置場必要面積計算書（中央構造線断層帯による地震・その1）

1 災害廃棄物（地震による直接発生廃棄物で津波堆積物を除く）の発生員辺量試算

市町村名	重量 (t) (大分県地震津波被害想定調査瓦機発生量)										種類別重量換算 (t)										種類別容積換算 (m <sup>3</sup> )									
	木造 A	非木造 B	津波 C	焼失 D	木造 E	非木造 F	合計 G	可燃物 H	不燃物 I	コンクリート がら J	金属 K	柱角材 L	合計 M	可燃物 N	不燃物 O	コンクリート がら P	金属 Q	柱角材 R	合計 S											
	大分市	2,336,536	5,314,320	566,241	273,600	53,352	220,248	8,490,697	1,479,351	1,557,806	4,456,544	553,272	443,723	8,490,697	3,698,378	1,416,187	4,051,404	502,975	1,109,308	10,778,252										
別府市	767,039	399,520	174,599	171,406	45,251	126,155	1,512,564	241,580	296,033	807,136	95,373	72,423	1,512,564	603,950	269,139	733,760	86,702	181,066	1,874,607											
中津市	848	431	9,240	0	0	10,519	1,893	1,893	5,470	694	568	10,519	4,734	1,721	4,973	631	1,420	13,479												
日田市	319	157	0	0	0	476	86	86	248	31	26	476	214	78	225	29	64	610												
佐伯市	21	38	2,365	0	0	2,424	436	436	1,260	160	131	2,424	1,091	397	1,146	145	327	3,106												
臼杵市	13,635	9,803	3,303	319	135	184	27,060	4,814	4,938	14,087	1,778	1,444	27,060	12,034	4,489	12,806	1,616	3,610	34,555											
津久喜市	165	142	2,307	0	0	2,614	471	471	1,359	173	141	2,614	1,176	428	1,236	157	353	3,349												
竹田市	1,142	180	0	0	0	1,322	238	238	687	87	71	1,322	595	216	625	79	178	1,694												
豊後高田市	1,786	327	14,746	0	0	16,859	3,035	3,035	8,767	1,113	910	16,859	7,587	2,759	7,970	1,012	2,276	21,603												
杵築市	57,851	28,047	47,631	0	0	133,529	24,035	24,035	69,435	8,813	7,211	133,529	60,088	21,850	63,123	8,012	18,026	171,099												
宇佐市	5,330	2,639	1,440	0	0	9,409	1,694	1,694	4,893	621	508	9,409	4,234	1,540	4,448	565	1,270	12,056												
豊後大野市	6,006	951	0	0	0	6,957	1,252	1,252	3,618	459	376	6,957	3,131	1,138	3,289	417	939	8,914												
由布市	163,934	55,245	0	0	0	219,179	39,452	39,452	113,973	14,466	11,836	219,179	98,631	35,866	103,612	13,151	29,589	280,848												
国東市	8,221	867	10,391	0	0	19,479	3,506	3,506	10,129	1,286	1,052	19,479	8,766	3,187	9,208	1,169	2,630	24,960												
姫島村	65	11	2,386	0	0	2,462	443	443	1,280	162	133	2,462	1,108	403	1,164	148	332	3,155												
日出町	62,056	74,733	26,011	0	0	162,800	29,304	29,304	84,656	10,745	8,791	162,800	73,260	26,640	76,960	9,768	21,978	208,606												
九重町	4,267	1,789	0	0	0	6,056	1,090	1,090	3,149	400	327	6,056	2,725	991	2,863	363	818	7,760												
玖珠町	2,730	1,825	0	0	0	4,555	820	820	2,369	301	246	4,555	2,050	745	2,153	273	615	5,837												
合計	3,431,951	5,891,025	860,660	445,325	98,738	346,587	10,628,961	1,833,500	1,966,552	5,589,080	689,933	549,916	10,628,961	4,583,750	1,787,774	5,080,964	627,212	1,374,791	13,454,490											

注) 1 災害廃棄物割合

	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材
揺れ・津波・液状化・急傾斜	0.18	0.18	0.52	0.066	0.064
火災	0.001	0.65	0.31	0.04	0
木造	0.001	0.2	0.76	0.04	0
非木造	0.001	0.2	0.76	0.04	0

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 抜1-1-1-1

注) 2 比重

可燃物	0.4 t/m <sup>3</sup>
不燃物	1.1 t/m <sup>3</sup>

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 抜1-1-4-4

災害廃棄物種類別重量換算

$$H = (A+B+C) \times \text{換算表揺れ} + (E \times \text{換算表木造}) + (F \times \text{換算表非木造}) + (G \times \text{換算表非木造}) + (I \times \text{換算表揺れ}) + (J \times \text{換算表木造}) + (K \times \text{換算表木造}) + (L \times \text{換算表木造}) + (M \times \text{換算表木造}) + (N \times \text{換算表木造}) + (O \times \text{換算表木造}) + (P \times \text{換算表木造}) + (Q \times \text{換算表木造}) + (R \times \text{換算表木造})$$

$$I = (A+B+C) \times \text{換算表揺れ} + (E \times \text{換算表木造}) + (F \times \text{換算表非木造}) + (G \times \text{換算表非木造}) + (H \times \text{換算表非木造}) + (J \times \text{換算表木造}) + (K \times \text{換算表木造}) + (L \times \text{換算表木造}) + (M \times \text{換算表木造}) + (N \times \text{換算表木造}) + (O \times \text{換算表木造}) + (P \times \text{換算表木造}) + (Q \times \text{換算表木造}) + (R \times \text{換算表木造})$$

$$J = G - (H + I + K + L)$$

端数調整のため全重量から減算する

$$K = (A+B+C) \times \text{換算表揺れ} + (E \times \text{換算表木造}) + (F \times \text{換算表非木造}) + (G \times \text{換算表非木造}) + (H \times \text{換算表非木造}) + (I \times \text{換算表非木造}) + (J \times \text{換算表非木造}) + (L \times \text{換算表非木造}) + (M \times \text{換算表非木造}) + (N \times \text{換算表非木造}) + (O \times \text{換算表非木造}) + (P \times \text{換算表非木造}) + (Q \times \text{換算表非木造}) + (R \times \text{換算表非木造})$$

$$L = (A+B+C) \times \text{換算表揺れ} + (E \times \text{換算表木造}) + (F \times \text{換算表非木造}) + (G \times \text{換算表非木造}) + (H \times \text{換算表非木造}) + (I \times \text{換算表非木造}) + (J \times \text{換算表非木造}) + (K \times \text{換算表非木造}) + (M \times \text{換算表非木造}) + (N \times \text{換算表非木造}) + (O \times \text{換算表非木造}) + (P \times \text{換算表非木造}) + (Q \times \text{換算表非木造}) + (R \times \text{換算表非木造})$$

容積換算

$$N = H / \text{可燃物比重}$$

$$O = I / \text{不燃物比重}$$

$$P = J / \text{不燃物比重}$$

$$Q = K / \text{不燃物比重}$$

$$R = L / \text{可燃物比重}$$

災害廃棄物仮置場必要面積計算書（中央構造線断層帯による地震・その2）

2 津波堆積物の発生見込み量試算

3 災害廃棄物（地震による直接発生廃棄物を除く）の発生見込み量試算（再掲）

市町村名	津波堆積物		種類別容積 (m <sup>3</sup> )							仮置場		
	津波 (t) T	津波堆積物重量 (t) U	津波堆積物容量 (m <sup>3</sup> ) V	可燃物 W	不燃物 X	コンクリートから Y	金属 Z	柱角材 AA	合計 AB	容量計 (m <sup>3</sup> ) AC	必要最大面積 (m <sup>2</sup> ) AD	面積 (確保目安) (m <sup>2</sup> ) AE
大分市	566,241	931,607	638,087	3,698,378	1,416,187	4,051,404	502,975	1,109,308	10,778,252	11,416,339	4,566,536	2,283,268
別府市	174,599	287,259	196,753	603,950	269,139	733,760	86,702	181,056	1,874,607	2,071,360	828,544	414,272
中津市	9,240	15,202	10,412	4,734	1,721	4,973	631	1,420	13,479	23,891	9,556	4,778
日田市	0	0	0	214	78	225	29	64	610	610	244	122
佐伯市	2,365	3,891	2,665	1,091	397	1,146	145	327	3,106	5,771	2,308	1,154
臼杵市	3,303	5,434	3,722	12,034	4,489	12,806	1,616	3,610	34,555	38,278	15,311	7,656
津久見市	2,307	3,796	2,600	1,176	428	1,236	157	353	3,349	5,949	2,380	1,190
竹田市	0	0	0	595	216	625	79	178	1,694	1,694	678	339
豊後高田市	14,746	24,261	16,617	7,587	2,759	7,970	1,012	2,276	21,603	38,220	15,288	7,644
杵築市	47,631	78,365	53,675	60,088	21,850	63,123	8,012	18,026	171,099	224,774	89,910	44,955
宇佐市	1,440	2,369	1,623	4,234	1,540	4,448	565	1,270	12,056	13,679	5,472	2,736
豊後大野市	0	0	0	3,131	1,138	3,289	417	939	8,914	8,914	3,566	1,783
由布市	0	0	0	98,631	35,866	103,612	13,151	29,589	280,848	280,848	112,339	56,170
国東市	10,391	17,096	11,709	8,766	3,187	9,208	1,169	2,630	24,960	36,669	14,668	7,334
姫島村	2,386	3,926	2,689	1,108	403	1,164	148	332	3,155	5,843	2,337	1,169
日出町	26,011	42,795	29,311	73,260	26,640	76,960	9,768	21,978	208,606	237,917	95,167	47,583
九重町	0	0	0	2,725	991	2,863	363	818	7,760	7,760	3,104	1,552
玖珠町	0	0	0	2,050	745	2,153	273	615	5,837	5,837	2,335	1,167
合計	860,660	1,416,000	969,863	4,583,750	1,787,774	5,080,964	627,212	1,374,791	13,454,490	14,424,353	5,769,741	2,884,871

注) 3 津波堆積物の容量への換算

換算係数 1.46 t/m<sup>3</sup>

津波堆積物合計 (1416千t) は南海トラフ地震による堆積物 (3000千t) を

Tの合計比を用いて算出

津波 (千t) T=C

津波堆積物重量 (千t) U=全体量3000千tをTの構成比により算分

津波堆積物容量 (千m<sup>3</sup>) V=U/換算係数=U/1.46

可燃物 W=N

不燃物 X=O

コンクリートから Y=P

金属 Z=0

柱角材 AA=R

注) 4 仮置場設置条件

積み上げ高さ 5 m

作業スペース割合 1 仮置き場面積と同等

出典: 災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-14-4

必要最大面積 (千m<sup>2</sup>) AD=AC/高さ\* (+ 作業スペース割合)

AD=AC/5\* (+1)

AE=AD/2

面積 (確保目安) (千m<sup>2</sup>)

必要最大面積の1/2

# 4-2-1-2 災害廃棄物仮置場必要面積計算書（日出生断層帯による地震・その1）

1 災害廃棄物（地震による直接発生廃棄物で津波堆積物を除く）の発生量計算書

市町村名	重量 (t) (大分県地震津波被害想定調査(仮)発生量)										種類別重量換算 (t)										種類別容積換算 (m <sup>3</sup> )			
	木造 A	非木造 B	津波 C	焼失 D	木造 E	非木造 F	合計 G	可燃物 H	不燃物 I	コンクリート がら J	金属 K	柱角材 L	合計 M	可燃物 N	不燃物 O	コンクリート がら P	金属 Q	柱角材 R	合計 S					
																				木造	非木造	可燃物	不燃物	コンクリート がら
大分市	239,698	634,372	0	0	0	0	874,070	157,333	157,333	454,516	57,689	47,200	874,070	393,332	143,030	413,197	52,444	117,999	1,120,002					
別府市	464,572	272,844	0	197,550	52,153	145,397	934,966	132,932	195,714	509,928	56,571	39,820	934,966	332,331	177,922	463,571	51,429	99,551	1,124,803					
中津市	11,864	4,427	0	0	0	16,291	16,291	2,932	2,932	8,471	1,075	880	16,291	7,331	2,666	7,701	977	2,199	20,875					
日田市	312	166	0	0	0	478	478	86	86	249	32	26	478	215	78	226	29	65	612					
佐伯市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
臼杵市	2,531	3,037	0	0	0	5,568	5,568	1,002	1,002	2,895	367	301	5,568	2,506	911	2,632	334	752	7,135					
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
竹田市	166	52	0	0	0	218	218	39	39	113	14	12	218	98	36	103	13	29	279					
豊後高田市	494	170	0	0	0	664	664	120	120	345	44	36	664	299	109	314	40	90	851					
杵築市	35,642	17,139	0	207	84	123	52,988	9,501	9,501	27,565	3,492	2,850	52,988	23,752	8,709	25,059	3,174	7,125	67,820					
宇佐市	56,269	16,266	0	0	0	72,535	13,056	13,056	13,056	37,718	4,787	3,917	72,535	32,641	11,869	34,289	4,352	9,792	92,944					
豊後大野市	102	38	0	0	0	140	140	25	25	73	9	8	140	63	23	66	8	19	179					
由布市	34,706	12,867	0	0	0	47,573	8,563	8,563	8,563	24,738	3,140	2,569	47,573	21,408	7,785	22,489	2,854	6,422	60,958					
国東市	179	25	0	0	0	204	204	37	37	106	13	11	204	92	33	96	12	28	261					
姫島村	3	2	0	0	0	5	5	1	1	3	0	0	5	2	1	2	0	0	6					
日出町	84,191	91,227	0	0	0	175,418	31,575	31,575	31,575	91,217	11,578	9,473	175,418	78,938	28,705	82,925	10,525	23,681	224,774					
九重町	17,918	4,230	0	0	0	22,148	3,987	3,987	3,987	11,517	1,462	1,196	22,148	9,967	3,624	10,470	1,329	2,990	28,380					
玖珠町	51,111	17,626	0	0	0	68,737	12,373	12,373	12,373	35,743	4,537	3,712	68,737	30,932	11,248	32,494	4,124	9,279	88,077					
合計	999,758	1,074,488	0	197,757	52,238	145,519	2,272,003	373,562	436,423	1,205,199	144,811	112,009	2,272,003	933,905	396,748	1,095,635	131,646	280,023	2,837,957					

注) 1 災害廃棄物割合

	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材
揺れ・津波・液状化・急傾斜	0.18	0.18	0.52	0.066	0.054
火災	0.001	0.65	0.31	0.04	0
	0.001	0.2	0.76	0.04	0

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-11-1-1

注) 2 比重

可燃物	0.4 t/m <sup>3</sup>
不燃物	1.1 t/m <sup>3</sup>

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-14-4

災害廃棄物種類別重量換算

容積換算  
 可燃物 N = H / 可燃物比重  
 不燃物 O = L / 不燃物比重  
 コンクリートがら P = J / 不燃物比重  
 金属 Q = K / 不燃物比重  
 柱角材 R = L / 可燃物比重

容積換算  
 可燃物 H = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.18)+(E\*0.001)+(F\*0.001)  
 不燃物 I = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.18)+(E\*0.65)+(F\*0.2)  
 コンクリートがら J = G - (H + I + K + L) 端数調整のため全体量から減算する  
 金属 K = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.066)+(E\*0.04)+(F\*0.04)  
 柱角材 L = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.054)+(E\*0.04)+(F\*0.04)

災害廃棄物仮置場必要面積計算書（日出生断層帯による地震・その2）

2 津波堆積物の発生見込量試算

3 災害廃棄物（地震による直接発生廃棄物を除く）の発生見込量試算（再掲）

4 仮置場必要面積

市町村名	津波堆積物				種類別容積 (m <sup>3</sup> )						仮置場		
	津波 (t) T	津波堆積物重量 (t) U	津波堆積物容量 (m <sup>3</sup> ) V	可燃物 W	不燃物 X	コンクリートから Y	金属 Z	柱角材 AA	合計 AB	容量計 (m <sup>3</sup> ) AC	必要最大面積 (m <sup>2</sup> ) AD	面積 (確保目安) (m <sup>2</sup> ) AE	
大分市	0	0	0	393,332	143,030	413,197	52,444	117,999	1,120,002	1,120,002	448,001	224,000	
別府市	0	0	0	332,331	177,922	463,571	51,429	99,551	1,124,803	1,124,803	449,921	224,961	
中津市	0	0	0	7,331	2,866	7,701	977	2,199	20,875	20,875	8,350	4,175	
日田市	0	0	0	215	78	226	29	65	612	612	245	122	
佐伯市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
臼杵市	0	0	0	2,506	911	2,632	334	752	7,135	7,135	2,854	1,427	
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
竹田市	0	0	0	98	36	103	13	29	279	279	112	56	
豊後高田市	0	0	0	299	109	314	40	90	851	851	340	170	
杵築市	0	0	0	23,752	8,709	25,059	3,174	7,125	67,820	67,820	27,128	13,564	
宇佐市	0	0	0	32,641	11,869	34,289	4,352	9,792	92,944	92,944	37,177	18,589	
豊後大野市	0	0	0	63	23	66	8	19	179	179	72	36	
由布市	0	0	0	21,408	7,785	22,489	2,854	6,422	60,958	60,958	24,383	12,192	
国東市	0	0	0	92	33	96	12	28	261	261	105	52	
姫島村	0	0	0	2	1	2	0	1	6	6	3	1	
日出町	0	0	0	78,938	28,705	82,925	10,525	23,681	224,774	224,774	89,910	44,955	
九重町	0	0	0	9,967	3,624	10,470	1,329	2,990	28,380	28,380	11,352	5,676	
玖珠町	0	0	0	30,932	11,248	32,494	4,124	9,279	88,077	88,077	35,231	17,615	
合計	0	0	0	933,905	396,748	1,095,635	131,646	280,023	2,837,957	2,837,957	1,135,183	567,591	

注) 3 津波堆積物の容量への換算  
換算係数 1.46 t/m<sup>3</sup>

推計では津波堆積物の発生はない

津波 (千t) T=C  
津波堆積物重量 (千t) U=全体量3000千tをTの構成比により案分  
津波堆積物容量 (千m<sup>3</sup>) V=U/換算係数=U/1.46

可燃物 W=N  
不燃物 X=0  
コンクリートから Y=P  
金属 Z=0  
柱角材 AA=R

注) 4 仮置場設置条件

積み上げ高さ 5 m  
作業スペース割合 1 仮置き場面積と同等  
出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-14-4

必要最大面積 (千m<sup>2</sup>) AD=A0/高さ\* (1+作業スペース割合)  
面積 (確保目安) (千m<sup>2</sup>) AE=A0/5\* (1+1)  
必要最大面積の1/2 AE=AD/2

# 4-2-1-3 災害廃棄物仮置場必要面積計算書（万年山-崩平山断層帯による地震・その1）

1 災害廃棄物（地震による直接発生廃棄物で津波堆積物を除く）の発生量計算

市町村名	重量 (t) (大分県地震津波被害想定調査(仮)発生量)										種類別重量換算 (t)										種類別容積換算 (m <sup>3</sup> )			
	木造 A	非木造 B	津波 C	焼失 D	木造 E	非木造 F	合計 G	可燃物 H	不燃物 I	コンクリート J	金属 K	柱角材 L	合計 M	可燃物 N	不燃物 O	コンクリート P	金属 Q	柱角材 R	合計 S					
																				木造	非木造	合計	可燃物	不燃物
大分市	8,282	24,005	0	0	0	32,287	5,812	5,812	16,789	2,131	1,743	32,287	14,829	5,283	15,263	1,937	4,359	41,371						
別府市	4,706	7,429	0	0	0	12,135	2,184	2,184	6,310	801	655	12,135	5,461	1,986	5,737	728	1,638	15,549						
中津市	786	220	0	0	0	1,006	181	181	523	66	54	1,006	453	165	476	60	136	1,289						
日田市	58,417	16,732	0	81	39	75,230	13,527	13,561	39,121	4,963	4,058	75,230	33,817	12,328	35,565	4,512	10,145	96,367						
佐伯市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
臼杵市	1	5	0	0	0	6	1	1	3	0	0	6	3	1	3	0	1	8						
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
竹田市	565	121	0	0	0	686	123	123	357	45	37	686	309	112	324	41	93	879						
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
杵築市	43	72	0	0	0	115	21	21	60	8	6	115	52	19	54	7	16	147						
宇佐市	20	23	0	0	0	43	8	8	22	2	2	43	19	7	20	3	6	55						
豊後大野市	191	57	0	0	0	248	45	45	129	16	13	248	112	41	117	15	33	318						
由布市	9,126	2,101	0	0	0	11,227	2,021	2,021	5,838	741	606	11,227	5,052	1,837	5,307	674	1,516	14,386						
国東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
日出町	42	118	0	0	0	160	29	29	83	11	9	160	72	26	76	10	22	205						
九重町	57,808	12,060	0	0	0	69,868	12,576	12,576	36,331	4,611	3,773	69,868	31,441	11,433	33,029	4,192	9,432	89,526						
玖珠町	39,355	12,342	0	0	0	51,697	9,305	9,305	26,882	3,412	2,792	51,697	23,264	8,460	24,439	3,102	6,979	66,243						
合計	179,342	75,285	0	81	39	254,708	45,833	45,867	132,450	16,809	13,750	254,708	114,582	41,697	120,409	15,281	34,375	326,344						

注) 1 災害廃棄物割合

	可燃物	不燃物	コンクリート J	金属 K	柱角材 L
揺れ・津波・液化化・急傾斜	0.18	0.18	0.52	0.066	0.054
火災	0.001	0.65	0.31	0.04	0
	0.001	0.2	0.76	0.04	0

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-11-1-1

注) 2 比重

可燃物	0.4 t/m <sup>3</sup>
不燃物	1.1 t/m <sup>3</sup>

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-14-4

災害廃棄物種類別重量換算

容積換算  
 可燃物 N = H / 可燃物比重  
 不燃物 O = L / 不燃物比重  
 コンクリート P = J / 不燃物比重  
 金属 Q = K / 不燃物比重  
 柱角材 R = L / 可燃物比重

容積換算  
 可燃物 H = (A+B+C)\*換算表揺れ+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.18+(E\*0.001)+(F\*0.001)  
 不燃物 I = (A+B+C)\*換算表揺れ+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.18+(E\*0.65)+(F\*0.2)  
 コンクリート J = G - (H + I + K + L) 端数調整のため全体量から減算する  
 金属 K = (A+B+C)\*換算表揺れ+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.066+(E\*0.04)+(F\*0.04)  
 柱角材 L = (A+B+C)\*換算表揺れ+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.054+(E\*0.04)+(F\*0.04)

災害廃棄物仮置場必要面積計算書（万年山-崩平山断層帯による地震・その2）

2 津波堆積物の発生見込量試算

3 災害廃棄物（地震による直接発生廃棄物を除く）の発生見込量試算（再掲）

4 仮置場必要面積

市町村名	津波堆積物			種類別容積 (m <sup>3</sup> )							仮置場		
	津波 (t) T	津波堆積物重量 (t) U	津波堆積物容量 (m <sup>3</sup> ) V	可燃物 W	不燃物 X	コンクリートから Y	金属 Z	柱角材 AA	合計 AB	容量計 (m <sup>3</sup> ) AC	必要最大面積 (m <sup>2</sup> ) AD	面積 (確保目安) (m <sup>2</sup> ) AE	
大分市	0	0	0	14,529	5,283	15,263	1,937	4,359	41,371	41,371	16,549	8,274	
別府市	0	0	0	5,461	1,986	5,737	728	1,638	15,549	15,549	6,220	3,110	
中津市	0	0	0	453	165	476	60	136	1,289	1,289	516	258	
日田市	0	0	0	33,817	12,328	35,565	4,512	10,145	96,367	96,367	38,547	19,273	
佐伯市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
臼杵市	0	0	0	3	1	3	0	1	8	8	3	2	
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
竹田市	0	0	0	309	112	324	41	93	879	879	352	176	
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
杵築市	0	0	0	52	19	54	7	16	147	147	59	29	
宇佐市	0	0	0	19	7	20	3	6	55	55	22	11	
豊後大野市	0	0	0	112	41	117	15	33	318	318	127	64	
由布市	0	0	0	5,052	1,837	5,307	674	1,516	14,386	14,386	5,754	2,877	
国東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日出町	0	0	0	72	26	76	10	22	205	205	82	41	
九重町	0	0	0	31,441	11,433	33,029	4,192	9,432	89,526	89,526	35,811	17,905	
玖珠町	0	0	0	23,264	8,460	24,439	3,102	6,979	66,243	66,243	26,497	13,249	
合計	0	0	0	114,582	41,697	120,409	15,281	34,375	326,344	326,344	130,537	65,269	

注) 3 津波堆積物の容量への換算  
換算係数 1.46 t/m<sup>3</sup>

推計では津波堆積物の発生はない

津波 (千t) T=C  
津波堆積物重量 (千t) U=全体量3000千tをTの構成比により案分  
津波堆積物容量 (千m<sup>3</sup>) V=U/換算係数=U/1.46

可燃物 W=N  
不燃物 X=0  
コンクリートから Y=P  
金属 Z=0  
柱角材 AA=R

注) 4 仮置場設置条件

積み上げ高さ 5 m  
作業スペース割合 1 仮置き場面積と同等  
出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-14-4

必要最大面積 (千m<sup>2</sup>) AD=AC/高さ\* (1+作業スペース割合)  
面積 (確保目安) (千m<sup>2</sup>) AE=AD/2  
必要最大面積の1/2

4-2-1-4 災害廃棄物仮置場必要面積計算書 (南海トラフの巨大地震・その1)

1 災害廃棄物 (地震による直接発生廃棄物で津波堆積物を除く) の発生量試算

市町村名	重量 (t) (大分県地震津波被害想定調査(壊家生量))										種類別重量換算 (t)										種類別容積換算 (m <sup>3</sup> )									
	木造 A	非木造 B	津波 C	焼失 D	木造 E	非木造 F	合計 G		可燃物 H	不燃物 I	コンクリート がら J	金属 K	柱角材 L	合計 M	可燃物 N	不燃物 O	コンクリート がら P	金属 Q	柱角材 R	合計 S										
							合計 G	合計 M																						
大分市	173,194	347,411	309,202	154	30	124	829,961	149,365	149,410	431,603	54,773	44,810	829,961	373,414	135,827	392,366	49,794	112,024	1,063,425											
別府市	23,419	36,383	119,200	19	5	14	179,021	32,220	32,226	93,093	11,815	9,666	179,021	80,551	29,297	84,630	10,741	24,165	229,384											
中津市	230	40	10,942	0	0	0	11,212	2,018	2,018	5,830	740	605	11,212	5,045	1,835	5,300	673	1,514	14,367											
日田市	2,432	1,229	0	0	0	0	3,661	659	659	1,904	242	198	3,661	1,647	599	1,731	220	494	4,691											
佐伯市	82,459	78,356	848,181	67	28	39	1,009,093	181,625	181,651	524,732	66,598	54,487	1,009,093	454,062	165,137	477,029	60,544	136,219	1,292,990											
臼杵市	19,957	17,415	256,573	15	6	9	293,960	52,910	52,916	152,860	19,401	15,873	293,960	132,275	48,105	138,964	17,637	39,683	376,664											
津久見市	3,281	5,778	157,411	0	0	0	166,470	29,965	29,965	86,564	10,987	8,989	166,470	74,912	27,241	78,695	9,988	22,473	213,309											
竹田市	3,315	1,665	0	0	0	0	4,980	896	896	2,590	329	269	4,980	2,241	815	2,354	299	672	6,381											
豊後高田市	299	60	25,621	0	0	0	25,980	4,676	4,676	13,510	1,715	1,403	25,980	11,691	4,251	12,281	1,559	3,507	33,290											
杵築市	7,763	6,133	38,509	0	0	0	52,405	9,433	9,433	27,251	3,459	2,830	52,405	23,582	8,575	24,773	3,144	7,075	67,150											
宇佐市	289	134	2,698	0	0	0	3,121	562	562	1,623	206	169	3,121	1,404	511	1,475	187	421	3,999											
豊後大野市	63,383	18,126	0	31	14	17	81,540	14,672	14,684	42,402	5,381	4,401	81,540	36,679	13,349	38,547	4,892	11,004	104,471											
由布市	3,931	2,467	0	0	0	0	6,398	1,152	1,152	3,327	422	345	6,398	2,879	1,047	3,025	384	864	8,198											
国東市	2,102	479	17,547	0	0	0	20,128	3,623	3,623	10,467	1,328	1,087	20,128	9,058	3,294	9,515	1,208	2,717	25,791											
姫島村	35	9	3,956	0	0	0	4,000	720	720	2,080	284	216	4,000	1,800	655	1,891	240	540	5,125											
日出町	6,016	7,216	34,102	0	0	0	47,334	8,520	8,520	24,614	3,124	2,556	47,334	21,300	7,746	22,376	2,840	6,390	60,652											
九重町	2,628	1,159	0	0	0	0	3,787	682	682	1,969	250	204	3,787	1,704	620	1,790	227	511	4,853											
玖珠町	2,414	1,181	0	0	0	0	3,595	647	647	1,869	237	194	3,595	1,618	588	1,699	216	485	4,607											
合計	397,177	525,241	1,823,942	286	84	202	2,746,646	494,345	494,440	1,428,287	181,271	148,303	2,746,646	1,235,863	449,491	1,298,442	164,792	370,759	3,519,346											

注) 1 災害廃棄物割合

揺れ・津波・液化化・急傾斜	可燃物		不燃物		コンクリート がら		金属		柱角材	
	割合	重量	割合	重量	割合	重量	割合	重量	割合	重量
揺れ・津波・液化化・急傾斜	0.18	0.18	0.18	0.18	0.52	0.66	0.066	0.054	0.054	0.054
火災	0.001	0.001	0.65	0.31	0.04	0	0.04	0	0	0
木造	0.001	0.001	0.2	0.76	0.04	0	0.04	0	0	0
非木造	0.001	0.001	0.2	0.76	0.04	0	0.04	0	0	0

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-11-1-1

注) 2 比重

可燃物	0.4 t/m <sup>3</sup>
不燃物	1.1 t/m <sup>3</sup>

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-14-4

災害廃棄物種類別重量換算

容積換算  
 N = H / 可燃物比重  
 O = L / 不燃物比重  
 P = J / 不燃物比重  
 Q = K / 不燃物比重  
 R = L / 可燃物比重

容積換算  
 可燃物 H = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.18)+(E\*0.001)+(F\*0.001)  
 不燃物 I = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.18)+(E\*0.65)+(F\*0.2)  
 コンクリートがら J = G - (H + I + K + L) 端数調整のため全重量から減算する  
 金属 K = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.066)+(E\*0.04)+(F\*0.04)  
 柱角材 L = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.054)+(E\*0.4)+(F\*0.4)



災害廃棄物仮置場必要面積計算書（南海トラフの巨大地震・その2）

4 仮置場必要面積

3 災害廃棄物（地震による直接発生廃棄物を除く）の発生見込量試算（再掲）

2 津波堆積物の発生見込量試算

市町村名	津波堆積物					種類別容積 (m <sup>3</sup> )					仮置場		
	津波 (t) T	津波堆積物重量 (t) U	津波堆積物容量 (m <sup>3</sup> ) V	可燃物 W	不燃物 X	コンクリートから Y	金属 Z	柱角材 AA	合計 AB	容量計 (m <sup>3</sup> ) AC	必要最大面積 (m <sup>2</sup> ) AD	面積 (確保目安) (m <sup>2</sup> ) AE	
大分市	309,202	508,572	348,337	373,414	135,827	392,366	49,794	112,024	1,063,425	1,411,762	564,705	282,352	
別府市	119,200	196,059	134,287	80,551	29,297	84,630	10,741	24,165	229,384	363,671	145,468	72,734	
中津市	10,942	17,997	12,327	5,045	1,835	5,300	673	1,514	14,367	26,694	10,677	5,339	
日田市	0	0	0	1,647	599	1,731	220	494	4,691	4,691	1,876	938	
佐伯市	848,181	1,395,079	955,533	454,062	165,137	477,029	60,544	136,219	1,292,990	2,248,524	899,409	449,705	
臼杵市	256,573	422,008	289,047	132,275	48,105	138,964	17,637	39,683	376,664	665,711	266,284	133,142	
津久見市	157,411	268,908	177,334	74,912	27,241	78,695	9,988	22,473	213,309	390,643	156,257	78,129	
竹田市	0	0	0	2,241	815	2,354	299	672	6,381	6,381	2,552	1,276	
豊後高田市	25,621	42,141	28,864	11,691	4,251	12,281	1,559	3,507	33,290	62,154	24,861	12,431	
杵築市	38,509	63,339	43,383	23,582	8,575	24,773	3,144	7,075	67,150	110,533	44,213	22,107	
宇佐市	2,698	4,438	3,039	1,404	511	1,475	187	421	3,999	7,039	2,815	1,408	
豊後大野市	0	0	0	36,679	13,349	38,547	4,892	11,004	104,471	104,471	41,788	20,894	
由布市	0	0	0	2,879	1,047	3,025	384	864	8,198	8,198	3,279	1,640	
国東市	17,547	28,861	19,768	9,058	3,294	9,515	1,208	2,717	25,791	45,559	18,224	9,112	
姫島村	3,856	6,507	4,457	1,800	655	1,891	240	540	5,125	9,582	3,833	1,916	
日出町	34,102	56,091	38,418	21,300	7,746	22,376	2,840	6,390	60,652	99,070	39,628	19,814	
九重町	0	0	0	1,704	620	1,790	227	511	4,853	4,853	1,941	971	
玖珠町	0	0	0	1,618	588	1,699	216	485	4,607	4,607	1,843	921	
合計	1,823,942	3,000,000	2,054,795	1,235,863	449,491	1,298,442	164,792	370,759	3,519,346	5,574,141	2,229,656	1,114,828	

注) 3 津波堆積物の容量への換算

換算係数 1.46 t/m<sup>3</sup>

津波堆積物合計 (3000千t) は内閣府データを使用

津波 (千t) T=C  
 津波堆積物重量 (千t) U=全体量3000千tをTの構成比により案分  
 津波堆積物容量 (千m<sup>3</sup>) V=U/換算係数=U/1.46

可燃物 W=N  
 不燃物 X=O  
 コンクリートから Y=P  
 金属 Z=0  
 柱角材 AA=R

注) 4 仮置場設置条件

積み上げ高さ 5 m

作業スペース割合 1 仮置き場面積と同等

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-14-4

必要最大面積 (千m<sup>2</sup>)

AD=A0/高さ\* (1+作業スペース割合)

AD=A0/5\* (1+1)

AE=AD/2

面積 (確保目安) (千m<sup>2</sup>)

必要最大面積の1/2

# 4-2-1-5 災害廃棄物仮置場必要面積計算書（周防灘断層帯主部による地震・その1）

1 災害廃棄物（地震による直接発生廃棄物で津波堆積物を除く）の発生量試算

市町村名	重量 (t) (大分県地震津波被害想定調査(仮)発生量)										種類別容量換算 (m <sup>3</sup> )								
	木造 A	非木造 B	津波 C	焼失 D	木造 E		合計 G	可燃物 H	不燃物 I	コンクリート がら J	金属 K	柱角材 L	合計 M	可燃物 N	不燃物 O	コンクリート がら P	金属 Q	柱角材 R	合計 S
					木造	非木造 F													
大分市	27	145	2,645	0	0	2,817	507	507	1,485	186	152	2,817	1,268	461	1,322	169	380	3,610	
別府市	12	210	289	0	0	511	92	92	286	34	28	511	230	84	242	31	69	655	
中津市	5,143	8,773	3,694	0	0	17,610	3,170	3,170	9,157	1,162	951	17,610	7,925	2,882	8,325	1,057	2,377	22,565	
日田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
佐伯市	0	0	756	0	0	756	136	136	393	50	41	756	340	124	357	45	102	969	
臼杵市	0	0	190	0	0	190	34	34	99	13	10	190	86	31	90	11	26	243	
津久見市	0	0	295	0	0	295	53	53	153	19	16	295	133	48	139	18	40	378	
竹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
豊後高田市	10,410	5,351	21,354	0	0	37,115	6,681	6,681	19,300	2,450	2,004	37,115	16,702	6,073	17,545	2,227	5,011	47,558	
杵築市	573	949	1,358	0	0	2,880	518	518	1,498	190	156	2,880	1,296	471	1,361	173	389	3,690	
宇佐市	6,737	6,954	1,314	0	0	15,005	2,701	2,701	7,803	990	810	15,005	6,752	2,455	7,093	900	2,026	19,227	
豊後大野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
由布市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国東市	3,536	1,039	14,484	0	0	19,059	3,431	3,431	9,911	1,258	1,029	19,059	8,577	3,119	9,010	1,144	2,573	24,422	
姫島村	59	12	7,556	0	0	7,627	1,373	1,373	3,966	503	412	7,627	3,432	1,248	3,605	458	1,030	9,773	
日出町	10	60	111	0	0	181	33	33	94	12	10	181	81	30	86	11	24	232	
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
玖珠町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	26,507	23,493	54,046	0	0	104,046	18,728	18,728	54,104	6,867	5,618	104,046	46,821	17,026	49,185	6,243	14,046	133,321	

注) 1 災害廃棄物割合

	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材
揺れ・津波・液状化・急傾斜	0.18	0.18	0.52	0.066	0.054
火災	0.001	0.65	0.31	0.04	0
	0.001	0.2	0.76	0.04	0

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-11-1

注) 2 比重

可燃物	0.4 t/m <sup>3</sup>
不燃物	1.1 t/m <sup>3</sup>

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-14-4

災害廃棄物種類別重量換算

容量換算

可燃物 N = H / 可燃物比重  
 不燃物 O = L / 不燃物比重  
 コンクリートがら P = J / 不燃物比重  
 金属 Q = K / 不燃物比重  
 柱角材 R = L / 可燃物比重

容量換算  
 可燃物 H = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.18)+(E\*0.001)+(F\*0.001)  
 不燃物 I = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.18)+(E\*0.65)+(F\*0.2)  
 コンクリートがら J = G - (H + I + K + L) 端数調整のため全体量から減算する  
 金属 K = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.066)+(E\*0.04)+(F\*0.04)  
 柱角材 L = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.054)+(E\*0.04)+(F\*0.04)

災害廃棄物仮置場必要面積計算書（周防灘断層帯主部による地震・その2）

2 津波堆積物の発生員込量試算 3 災害廃棄物（地震による直接発生廃棄物を除く）の発生員込量試算（再掲） 4 仮置場必要面積

市町村名	津波堆積物			種類別容積 (m <sup>3</sup> )						仮置場		
	津波 (t) T	津波堆積物重量 (t) U	津波堆積物容量 (m <sup>3</sup> ) V	可燃物 W	不燃物 X	コンクリートから Y	金属 Z	柱角材 AA	合計 AB	容量計 (m <sup>3</sup> ) AC	必要最大面積 (m <sup>2</sup> ) AD	面積 (確保目安) (m <sup>2</sup> ) AE
大分市	2,845	4,356	2,983	1,288	461	1,332	169	380	3,610	6,593	2,637	1,319
別府市	289	476	326	230	84	242	31	69	655	981	392	196
中津市	3,694	6,083	4,166	7,925	2,882	8,325	1,057	2,377	22,565	26,731	10,693	5,346
日田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐伯市	756	1,245	853	340	124	357	45	102	969	1,821	729	364
臼杵市	190	313	214	86	31	90	11	26	243	458	183	92
津久野市	295	486	333	133	48	139	18	40	378	711	284	142
竹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊後高田市	21,354	35,165	24,085	16,702	6,073	17,545	2,227	5,011	47,558	71,643	28,657	14,329
杵築市	1,358	2,236	1,532	1,296	471	1,361	173	389	3,690	5,222	2,089	1,044
宇佐市	1,314	2,164	1,482	6,752	2,455	7,093	900	2,026	19,227	20,709	8,284	4,142
豊後大野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
由布市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国東市	14,484	23,851	16,337	8,577	3,119	9,010	1,144	2,573	24,422	40,758	16,303	8,152
姫島村	7,556	12,443	8,522	3,432	1,248	3,605	458	1,030	9,773	18,295	7,318	3,659
日出町	111	183	125	81	30	86	11	24	232	357	143	71
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖珠町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	54,046	89,000	60,959	46,821	17,026	49,185	6,243	14,046	133,321	194,280	77,712	38,856

注) 3 津波堆積物の容量への換算  
換算係数 1.46 t/m<sup>3</sup>

津波堆積物合計 (89千t) は南海トラフ地震による堆積物 (3000千t) を T の合計比を用いて算出

津波 (千t) T=C  
津波堆積物重量 (千t) U=全体量3000千tをTの構成比により算分  
津波堆積物容量 (千m<sup>3</sup>) V=U/換算係数=U/1.46

可燃物 W=N  
不燃物 X=O  
コンクリートから Y=P  
金属 Z=0  
柱角材 AA=R

注) 4 仮置場設置条件  
積み上げ高さ 5 m  
作業スペース割合 1 仮置き場面積と同等  
出典: 災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-14-4

必要最大面積 (千m<sup>2</sup>) AD=AC/高さ\* (1+作業スペース割合)  
面積 (確保目安) (千m<sup>2</sup>) AD=AC/5\* (1+1)  
必要最大面積の1/2 AE=AD/2

# 4-2-1-6 災害廃棄物仮置場必要面積計算書(プレート内地震・その1)

1 災害廃棄物(地震による直接発生廃棄物で津波堆積物を除く)の発生量試算

市町村名	重量(t) (大分県地震津波被害想定調査(仮)発生量)										種類別重量換算(t)										種類別容積換算(m <sup>3</sup> )				
	木造A	非木造B	津波C	焼失D	木造E	非木造F	合計G		可燃物H	不燃物I	コンクリート がらJ	金属K	柱角材L	合計M	可燃物N	不燃物O	コンクリート がらP	金属Q	柱角材R	合計S					
							合計G	合計M																	
大分市	159,783	412,903	0	248	48	200	572,934	103,084	103,155	297,963	37,807	30,925	572,934	257,709	93,777	270,876	34,370	77,313	734,045						
別府市	18,441	51,543	0	21	6	15	70,005	12,597	12,604	36,405	4,620	3,779	70,005	31,493	11,458	33,096	4,200	9,448	89,694						
中津市	465	872	0	0	0	0	1,337	241	241	695	88	72	1,337	602	219	632	80	180	1,713						
日田市	10	38	0	0	0	0	48	9	9	25	3	3	48	22	8	23	3	6	62						
佐伯市	41,944	30,044	0	0	0	71,988	12,968	12,968	37,434	4,751	3,887	3,887	71,988	32,395	11,780	34,031	4,319	9,718	92,243						
臼杵市	18,177	18,337	0	0	0	36,514	6,573	6,573	18,987	2,410	1,972	1,972	36,514	16,431	5,975	17,261	2,191	4,929	46,788						
津久見市	8,964	7,775	0	0	0	16,739	3,013	3,013	8,704	1,105	904	904	16,739	7,533	2,739	7,913	1,004	2,260	21,449						
竹田市	1,551	854	0	0	0	2,405	433	433	1,251	159	130	130	2,405	1,082	394	1,137	144	325	3,082						
豊後高田市	20	15	0	0	0	35	6	6	18	2	2	2	35	16	6	17	2	5	45						
杵築市	6,125	6,450	0	0	0	12,575	2,264	2,264	6,539	830	679	679	12,575	5,659	2,058	5,945	755	1,698	16,113						
宇佐市	991	1,104	0	0	0	2,095	377	377	1,089	138	113	113	2,095	943	343	990	126	283	2,684						
豊後大野市	10,254	5,146	0	0	0	15,400	2,772	2,772	8,008	1,016	832	832	15,400	6,930	2,520	7,280	924	2,079	19,733						
由布市	1,124	1,406	0	0	0	2,530	465	465	1,316	167	137	137	2,530	1,139	414	1,196	152	342	3,242						
国東市	41	2	0	0	0	43	8	8	22	3	2	2	43	19	7	20	3	6	55						
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
日出町	2,029	2,471	0	0	0	4,500	810	810	2,340	297	243	243	4,500	2,025	736	2,127	270	608	5,766						
九重町	200	235	0	0	0	435	78	78	226	29	23	23	435	196	71	206	26	59	557						
玖珠町	8	2	0	0	0	10	2	2	5	1	1	1	10	5	2	5	1	1	13						
合計	270,127	539,197	0	269	54	215	809,593	145,679	145,756	421,028	53,426	43,703	809,593	364,196	132,506	382,753	48,569	109,259	1,037,283						

注) 1 災害廃棄物割合

	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材
揺れ・津波・液化化・急傾斜	0.18	0.18	0.52	0.066	0.054
火災	0.001	0.65	0.31	0.04	0
	0.001	0.2	0.76	0.04	0

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-11-1

注) 2 比重

可燃物	0.4 t/m <sup>3</sup>
不燃物	1.1 t/m <sup>3</sup>

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-14-4

災害廃棄物種類別重量換算

容積換算  
 N = H / 可燃物比重  
 O = L / 不燃物比重  
 P = J / 不燃物比重  
 Q = K / 不燃物比重  
 R = L / 可燃物比重

容積換算  
 可燃物 N = H / 可燃物比重  
 不燃物 O = L / 不燃物比重  
 コンクリートがら P = J / 不燃物比重  
 金属 Q = K / 不燃物比重  
 柱角材 R = L / 可燃物比重

災害廃棄物種類別重量換算  
 可燃物 H = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.18)+(E\*0.001)+(F\*0.001)  
 不燃物 I = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.18)+(E\*0.65)+(F\*0.2)  
 コンクリートがら J = G - (H + I + K + L) 端数調整のため全重量から減算する  
 金属 K = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.066)+(E\*0.04)+(F\*0.04)  
 柱角材 L = (A+B+C)\*換算表揺れ)+(E\*換算表木造)+(F\*換算表非木造) = (A+B+C)\*0.054)+(E\*0.04)+(F\*0.04)

災害廃棄物仮置場必要面積計算書（プレート内地震・その2）

2 津波堆積物の発生見込量試算

3 災害廃棄物（地震による直接発生廃棄物で津波堆積物を除く）の発生見込量試算（再掲）

4 仮置場必要面積

市町村名	津波堆積物					種類別容積 (m <sup>3</sup> )					仮置場		
	津波 (t) T	津波堆積物重量 (t) U	津波堆積物容量 (m <sup>3</sup> ) V	可燃物 W	不燃物 X	コンクリートから Y	金属 Z	柱角材 AA	合計 AB	容量計 (m <sup>3</sup> ) AC	必要最大面積 (m <sup>2</sup> ) AD	面積 (確保目安) (m <sup>2</sup> ) AE	
大分市	0	0	0	257,709	93,777	270,876	34,370	77,313	734,045	734,045	293,618	146,809	
別府市	0	0	0	31,493	11,458	33,096	4,200	9,448	89,694	89,694	35,878	17,939	
中津市	0	0	0	602	219	632	80	180	1,713	1,713	685	343	
日田市	0	0	0	22	8	23	3	6	62	62	25	12	
佐伯市	0	0	0	32,395	11,780	34,031	4,319	9,718	92,243	92,243	36,897	18,449	
臼杵市	0	0	0	16,431	5,975	17,261	2,191	4,929	46,788	46,788	18,715	9,358	
津久見市	0	0	0	7,533	2,739	7,913	1,004	2,260	21,449	21,449	8,579	4,290	
竹田市	0	0	0	1,082	394	1,137	144	325	3,082	3,082	1,233	616	
豊後高田市	0	0	0	16	6	17	2	5	45	45	18	9	
杵築市	0	0	0	5,659	2,058	5,945	755	1,698	16,113	16,113	6,445	3,223	
宇佐市	0	0	0	943	343	990	126	283	2,684	2,684	1,074	537	
豊後大野市	0	0	0	6,930	2,520	7,280	924	2,079	19,733	19,733	7,893	3,947	
由布市	0	0	0	1,139	414	1,196	152	342	3,242	3,242	1,297	648	
国東市	0	0	0	19	7	20	3	6	55	55	22	11	
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日出町	0	0	0	2,025	736	2,127	270	608	5,766	5,766	2,306	1,153	
九重町	0	0	0	196	71	206	26	59	557	557	223	111	
玖珠町	0	0	0	5	2	5	1	1	13	13	5	3	
合計	0	0	0	364,196	132,506	382,753	48,569	109,259	1,037,283	1,037,283	414,913	207,457	

注) 3 津波堆積物の容量への換算

換算係数 1.46 t/m<sup>3</sup>

推計では津波堆積物の発生はない

津波 (千t) T=C  
 津波堆積物重量 (千t) U=全体量3000千tをTの構成比により案分  
 津波堆積物容量 (千m<sup>3</sup>) V=U/換算係数=U/1.46

可燃物 W=N  
 不燃物 X=O  
 コンクリートから Y=P  
 金属 Z=0  
 柱角材 AA=R

注) 4 仮置場設置条件

積み上げ高さ 5 m

作業スペース割合 1 仮置き場面積と同等

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-14-4

必要最大面積 (千m<sup>2</sup>) AD=AC/高さ\* (1+作業スペース割合)  
 面積 (確保目安) (千m<sup>2</sup>) AE=AD/2  
 必要最大面積の1/2

4-2-1-1-7 災害廃棄物仮置場必要面積計算書（風水害（九州北部豪雨））

災害廃棄物仮置場必要面積計算書（風水害（九州北部豪雨）・その1-1）

都道府県名	地方公共団体コード	市区町村名	合計	木くず	金属くず	コンクリートがら	その他がれき類	石綿含有廃棄物等	PCB廃棄物	その他有害物、危険物	混合くず	可燃くず	不燃くず	資源くず	粗大くず	家電4品目	パソコン	自動車	FRP船	鋼船	その他船舶
			(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)
福岡県	40000	合計	4,920	200	276	11	30	0	2	5	3,533	157	10	46	30	0	0	0	0	0	517
福岡県	40203	久留米市	22	0	0	0	0	0	0	0	18	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	40204	直方市	2,660	132	162	0	0	0	0	0	2,281	0	0	46	0	0	0	0	0	0	20
福岡県	40207	柳川市	1,839	0	106	10	30	0	2	0	1,234	50	0	0	30	0	0	0	0	0	365
福岡県	40210	八女市	133	0	0	0	0	0	0	0	0	103	10	0	0	0	0	0	0	0	20
福岡県	40225	うきは市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	40227	嘉麻市	8	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	40228	朝倉市	192	68	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112
福岡県	40229	みやま市	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	40381	芦屋町	5	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	40382	水巻町	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	40602	添田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	43000	合計	50,159	10,680	319	3,528	524	0	0	0	7,027	1,786	23,530	0	43	223	0	0	0	0	0
熊本県	43201	熊本市	25,075	0	0	0	0	0	0	0	0	1,545	23,530	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	43210	菊池市	860	14	3	46	328	0	0	0	415	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0
熊本県	43214	阿蘇市	22,215	9,900	249	3,380	0	0	0	0	6,198	58	0	0	0	212	0	0	0	0	0
熊本県	43403	大津町	354	2	3	65	38	0	0	0	139	81	0	0	3	3	0	0	0	0	0
熊本県	43404	菊陽町	372	1	5	0	0	0	0	0	273	26	0	0	40	1	0	0	0	0	0
熊本県	43425	産山村	119	97	0	0	16	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	43428	高森町	89	28	13	0	2	0	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	43432	西原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	43433	南阿蘇村	995	601	45	0	133	0	0	0	0	35	0	0	0	1	0	0	0	0	0
熊本県	43510	相良村	80	37	1	37	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	44000	合計	11,730	2,459	123	96	0	0	0	0	3,924	3,326	0	0	0	21	0	0	0	0	0
大分県	44202	別府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	44203	中津市	4,173	132	0	96	0	0	0	0	3,924	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0
大分県	44204	日田市	4,258	0	123	0	0	0	0	0	0	2,479	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	44208	竹田市	3,174	2,327	0	0	0	0	0	0	0	847	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	44214	国東市	125	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査（平成24年度）

災害廃棄物仮置場必要面積計算書（風水害（九州北部豪雨）・その1-2）

都道府県名	地方公共団体コード	市区町村名	量	漁網	タイヤ	その他家電	消火器	ガスボンベ	土石類	津波堆積物	その他	冷凍・冷蔵 庫保管物 (海洋投 入)	漂着ごみ	除染廃棄 物
			(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)
福岡県	40000	合計	0	22	0	0	0	0	0	45	0	36	0	0
福岡県	40203	久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	40204	直方市	0	3	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0
福岡県	40207	柳川市	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	40210	八女市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	40225	うきは市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	40227	嘉麻市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	40228	朝倉市	0	7	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
福岡県	40229	みやま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0
福岡県	40381	芦屋町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	40382	水巻町	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0
福岡県	40602	添田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	43000	合計	1,041	0	72	6	0	0	171	0	1,209	0	0	0
熊本県	43201	熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	43210	菊池市	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	43214	阿蘇市	937	0	72	0	0	0	0	0	1,209	0	0	0
熊本県	43403	大津町	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	43404	菊陽町	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	43425	産山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	43428	高森町	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	43432	西原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	43433	南阿蘇村	9	0	0	0	0	0	171	0	0	0	0	0
熊本県	43510	相良村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	44000	合計	0	0	0	0	0	0	1,656	0	0	0	125	0
大分県	44202	別府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	44203	中津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	44204	日田市	0	0	0	0	0	0	1,656	0	0	0	0	0
大分県	44208	竹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	44214	国東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0

出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査（平成24年度）

廃棄物種類別集計

	可燃物	不燃物	計
熊本市	1,545	23,530	25,075
阿蘇市	10,967	11,248	22,215
中津市	132	4,041	4,173
日田市	2,479	1,779	4,258
竹田市	3,174	0	3,174

災害廃棄物仮置場必要面積計算書（風水害（九州北部豪雨）・その2）

	災害廃棄物重量(t)			災害廃棄物容量(m3)			仮置場必要面積	
	可燃物 A	不燃物 B	計 C	可燃物 D	不燃物 E	合計 F	最大必要面積 (m2) G	面積(確保目安) (m2) H
熊本市	1,545	23,530	25,075	3,863	21,391	25,254	10,102	5,051
阿蘇市	10,967	11,248	22,215	27,418	10,225	37,643	15,057	7,529
中津市	132	4,041	4,173	330	3,674	4,004	1,602	801
日田市	2,479	1,779	4,258	6,198	1,617	7,815	3,126	1,563
竹田市	3,174	0	3,174	7,935	0	7,935	3,174	1,587

比重

可燃物

不燃物

積み上げ高さ

作業スペース割合

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技1-14-4

0.4 t/m3

1.1 t/m3

5 m

1 仮置き場面積と同等

可燃物 D=A/比重=A/0.4

不燃物 E=B/比重=B/1.1

必要最大面積(千m2)

面積(確保目安)(千m2)

$G=F/高さ * (1+作業スペース割合)=F/5 * (1+1)$

$H=G/2$  必要最大面積の1/2

単位変換 (t)→(千t) (m3)→(千m3)

	災害廃棄物重量(千t)			災害廃棄物容量(千m3)			仮置場必要面積	
	可燃物 I	不燃物 J	計 K	可燃物 L	不燃物 M	合計 N	最大必要面積 (千m2) O	面積(確保目安) (千m2) P
熊本市	1.5	23.5	25.0	3.9	21.4	25.3	10.1	5.1
阿蘇市	11.0	11.2	22.2	27.4	10.2	37.6	15.0	7.5
中津市	0.1	4.0	4.1	0.3	3.7	4.0	1.6	0.8
日田市	2.5	1.8	4.3	6.2	1.6	7.8	3.1	1.6
竹田市	3.2	0.0	3.2	7.9	0.0	7.9	3.2	1.6



#### 4-3-1 災害廃棄物関係機材備蓄状況

##### 4-3-1-1 ごみ収集運搬機材（直営、委託、許可）

市町村 事務組合	直 営						運 搬						許 可					
	収集車		運搬車 (収集運搬部門)		運搬車 (中間処理部門)		収集車		運搬車 (収集運搬部門)		運搬車 (中間処理部門)		収集車		運搬車 (収集運搬部門)		運搬車 (中間処理部門)	
	台	t	台	t	台	t	台	t	台	t	台	t	台	t	台	t	台	t
大分市	79	179			2	3	109	260					891	2,791				
別府市	23	47					22	55			1	10	365	760				
中津市					3	12	31	78					184	447				
日田市					4	13	29	85					97	348				
佐伯市	5	7	4	9	7	27	22	68					70	184				
臼杵市	9	28					7	21					47	108				
津久見市	2	5	1	0	1	4	7	15					27	148				
竹田市							12	28	2	14			17	31				
豊後高田市							20	44					60	130				
杵築市							11	35	11	35			53	130	53	130		
宇佐市	5	8			2	8	16	35					101	252				
豊後大野市							13	34					23	55	16	37	8	34
由布市							8	33										
国東市							7	19					14	35				
姫島村	1	2																
日出町							13	36	3	8			153	365				
九重町							3	12	3	12								
玖珠町							4	26					18	46				
由布大分環境衛生組合	3	11					9	21					185	454				
杵築速見環境浄化組合																		
別杵速見広域市町村圏事務組合																		
玖珠九重行政事務組合																		

出典：大分県生活環境部循環社会推進課

4-3-1-2 し尿収集運搬機材（直営、委託、許可）

し尿収集運搬機材（直営、委託、許可）

市町村 事務組合	直営						委託						許可							
	収集車			運搬車			運搬船等の 船舶		運搬車 (中間処理 部門)		収集車			運搬車			運搬船等の 船舶		運搬車 (中間処理 部門)	
	パキユーム 車		その他	台		kl	隻		kl	台	kl	台		kl	台		kl	隻	kl	台
	台	kl	台	kl	台	kl	台	kl	台	kl	台	kl	台	kl	台	kl	台	kl	台	kl
大分市	6	8														71	231			
別府市	1	4							2	6	3	8				15	46			
中津市	1	2												2	14	32	77		2	13
日田市											11	34				10	45			
佐伯市			2	2												23	69			
臼杵市																7	22			
津久見市											9	15								
竹田市						1	40									10	33	2	6	
豊後高田市																9	21			
杵築市					9															
宇佐市										11	20									
豊後大野市																5	17			
由布市																				
国東市																10	33			
姫島村																5	16			
日出町																				
九重町																7	28			
玖珠町																				
由布大分環境衛生組合										2	10					9	26	1	10	
杵築速見環境浄化組合																19	47			
別杵速見広域市町村圏 事務組合																				
玖珠九重行政事務組合																9	32			

出典：大分県生活環境部循環社会推進課

4-3-1-3 ダンプ車の状況

クレーン付きダンプ車

市町村 事務組合	種載量(t)	自治体所有 台数(台)	委託業者 (通常時契 約台数)	委託業者 (緊急時調 達可能台 数)	相互協定締 結会社保有 台数
大分市					
別府市					
中津市					
日田市					
佐伯市					
臼杵市					
津久見市	2	1			
竹田市					
豊後高田市					
杵築市					
宇佐市					
豊後大野市					
由布市					
国東市					
姫島村					
日出町					
九重町					
玖珠町					
由布大分環境衛生組合					
杵築速見環境浄化組合					
別府速見広域市町村圏事務組合					
玖珠九重行政事務組合					

ダンプ車

種載量(t)	自治体所有 台数(台)	委託業者 (通常時契 約台数)	委託業者 (緊急時調 達可能台 数)	相互協定締 結会社保有 台数
0.95	1			
2	4			
4	2			14
2	1			
2	1			
2	1			
2	1			
2	1	3	4	
2	1			
2	1			
3.5	3			
4	1			
2	1			
2	2			
2	1			
2	1			
4				
2				
2	1		1	
2	1			
10				
4		2	1	
	2			

小型ダンプ車

種載量(t)	自治体所有 台数(台)	委託業者 (通常時契 約台数)	委託業者 (緊急時調 達可能台 数)	相互協定締 結会社保有 台数
軽	2			
軽	1			
軽	1			
0.8	10			
軽	3			
軽	6			
軽	6			

出典：大分県生活環境部循環社会推進課

4-3-1-4 トラックの状況

市町村 事務組合	積載量(t)	自治体所有台数	委託業者 (通常時契約台数)	委託業者 (緊急時調達可能台数)	相互協定締結会社 保有台数
大分市	軽	1			
別府市	軽	5			
中津市	軽	1			
中津市	軽	2	1	5	
日田市	軽	21	3		19
佐伯市	軽	3			
佐伯市	1.2	1			
臼杵市					
津久見市	軽	1			
津久見市	2	1			
竹田市					
豊後高田市	軽	3			
豊後高田市	2	1			
杵築市	2	1			
宇佐市	軽	1			
豊後大野市	0.7	2			
由布市	軽	6			
由布市	2	2			
国東市	2		1		
国東市	3		1		
姫島村					
日出町	1	3			
九重町					
玖珠町	軽	3			
由布大分環境衛生組合	3.35	3			
由布大分環境衛生組合	1.7		3		
杵築速見環境浄化組合					
別府速見広域市町村圏事務組合	軽	1			
玖珠九重行政事務組合	軽	1			

出典：大分県生活環境部循環社会推進課

4-3-1-5 建設機械の状況

市町村 事務組合	積載量(t)	自治体所有 台数(台)	委託業者(通 常時契約台 数)	委託業者(緊 急時調達可 能台数)	相互協定締 結会社保有 台数	自治体所有 台数(台)	委託業者(通 常時契約台 数)	委託業者(緊 急時調達可 能台数)	相互協定締 結会社保有 台数
大分市									
別府市		2							
中津市		2							
日田市					17				1
佐伯市									
臼杵市	3	1				1			
津久見市		1							
竹田市									
豊後高田市									
杵築市									
宇佐市	0.4	1							
豊後大野市		1				1			
由布市		1							
国東市									
姫島村									
日出町									
九重町									
玖珠町									
由布大分環境衛生組合									
杵築速見環境浄化組合									
別杵速見広域市町村圏事務組合	0.43		1						
玖珠九重行政事務組合	0.5㎡	1							

出典：大分県生活環境部循環社会推進課

4-3-1-6 応急復旧用資機材保有状況（大分県）

応急復旧用資機材保有状況（大分県）

平成 30 年 8 月現在

地域別	機関名	機械器具の名称										
		起 重 機	ト ラ ク タ ー	ブ ル ド ー ザ ー	転 圧 機	ク ラ ッ シ ャ ー	ア ス フ ァ ル ト プ ラ ン ト	ベ ル ト コ ン ベ ア ー	マ カ ダ ム ロ ー ラ ー	グ レ ー ダ ー	ト ー ザ ー シ ャ ベ ル	ダ ン プ カ ー
別府市	別府土木事務所				1							
別府市	農林水産研究指導センター 農業研究部花きグループ		1									
中津市	中津土木事務所				1							
佐伯市	佐伯土木事務所				1							
臼杵市	臼杵土木事務所				1							
竹田市	農林水産研究指導センター 畜産研究部		8	1								1
宇佐市	農林水産研究指導センター 農業研究部水田農業グループ		9									
国東市	農林水産研究指導センター 農業研究部果樹グループ		2									
豊後大野市	農林水産研究指導センター 農業研究部		2									1
豊後大野市	農業大学校		10							2		1
計			32	1	4					2		3

出典：大分県地域防災計画

4-3-1-7 応急復旧用資機材保有状況（市町村・消防本部）

応急復旧用資機材保有状況（市町村・消防本部）

地域別	機関名	機械器具の名称											
		起重機	トラクタ	ブルドーザ	転圧機	クラツシヤ	アスファルトプラント	ベルトコンベア	マカダムローラー	グレーダ	トーザーシヤベル	ダンプリンカ	バックホウ
別府市	別府土木事務所				1								
別府市	農林水産研究指導センター 農業研究部花きグループ		1										
中津市	中津土木事務所				1								
佐伯市	佐伯土木事務所				1								
臼杵市	臼杵土木事務所				1								
竹田市	農林水産研究指導センター 畜産研究部		8	1									1
宇佐市	農林水産研究指導センター 農業研究部水田農業グループ		9										
国東市	農林水産研究指導センター 農業研究部果樹グループ		2										
豊後大野市	農林水産研究指導センター 農業研究部		2										1
豊後大野市	農業大学校		10								2		1
計			32	1	4						2		3

出典：大分県地域防災計画

4-3-1-8 焼却施設の耐震構造等について

焼却施設の耐震構造等について

	施設名	設置標高 (m)	施設の地震対策について	施設の水害対策について	その他の災害時の対策(該当するものすべて)					
					能力の余裕	独立電源	薬剤、燃料 等を備蓄	資機材を備 蓄	メーカーとの 協力体制	その他
大分市	佐野清掃センター-清掃工場	85	建設時から新耐震構造	浸水の可能性はない						
大分市	福宗環境センター-清掃工場	115	建設時から新耐震構造	浸水の可能性はない						
中津市	中津市クリーンプラザ	4	建設時から新耐震構造	浸水の可能性があるが、対策を講じる予定はない						
日田市	日田市清掃センター	145	建設時から新耐震構造	浸水の可能性はない						
佐伯市	エコセンター-番匠	4	建設時から新耐震構造	浸水の可能性があるため、対策を講じる予定ではある。						
豊後高田市	豊後高田市ごみ清掃工場	46	耐震診断は行っていない。	浸水の可能性はない						
宇佐市	宇佐市ごみ焼却センター	2	耐震診断を実施し、安全性を 確認	浸水の可能性があるが、対策を講じる予定はない						
豊後大野市	豊後大野市清掃センター	115	建設時から新耐震構造	浸水の可能性はない						
国東市	国東市クリーンセンター-焼却施設	76	建設時から新耐震構造	浸水の可能性はない						
姫島村	姫島村清掃センター	4								
別杵遠見地域広域市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター	190	建設時から新耐震構造	浸水の可能性はない	あり				あり	
玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター	630	建設時から新耐震構造	浸水の可能性はない						

出典：大分県生活環境部循環社会推進課



#### 4-3-1-9 仮設トイレ等の状況

##### 仮設トイレ等の状況

市町村 事務組合	仮設トイレ等し尿処理について				
	仮設	マンホール	簡易	消臭材	脱臭剤
大分市	民間業者所有数 3,437 (対応可能数) (1,300)	50	733		
別府市		18	291	49,500	
中津市		20	15		
日田市			17		
佐伯市					
臼杵市					
津久見市	100				
竹田市	49				
豊後高田市					
杵築市		31	42		
宇佐市					
豊後大野市	1		114		
由布市	15		15		
国東市					
姫島村					
日出町			32		
九重町					
玖珠町					
由布大分環境衛生組合					
杵築速見環境浄化組合					
別杵速見広域市町村圏事務組合					
玖珠九重行政事務組合					

出典：大分県生活環境部循環社会推進課

##### 大分県所有仮設トイレ等

	数量
災害用簡易組み立てトイレ <sup>1)</sup>	2台
予備便槽 <sup>1)</sup>	2箱
汚水処理剤（簡易組み立てトイレ用） <sup>1)</sup>	2箱
簡易トイレ（凝固材セット込み） <sup>2)</sup>	376セット
携帯トイレ <sup>2)</sup>	5,100個
トレイ用テント <sup>2)</sup>	202個

出典：大分県地域防災計画

備考：1) 平成30年8月現在

2) 平成30年4月1日現在





## 4-4-1 再生利用方法の具体例

### 4-4-1-1 木材

大型の生木や製材所由来の木材、汚れの少ない家屋系廃木材（主に解体時に発生する物）等は、リユース・リサイクルできる可能性がある。以下の表を参考に、近隣の再生利用を行う事業者と調整を行う。

なお、チップ化した後は腐敗や火災防止の観点から、早めに事業者へ引き渡す必要がある。

想定される用途例と受け入れ条件の例（受け入れ先によって異なる場合がある）

用途		塩分条件例*	利用の可能性・他の条件
製紙原料	製紙原料として利用する。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>生木（丸太）が最適</li> <li>腐朽材や土砂混入は不可</li> <li>一定量の受け入れに期待</li> </ul>
セメント原燃料	セメント製造時の原料や燃料として利用する。 	0.1%	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂混入も可（全体の処理計画の中で要検討）</li> <li>一定量の受け入れに期待</li> </ul>
高炉	高炉還元剤として利用する。	0.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>要確認</li> </ul>
ボイラー等燃料	木材チップを燃料とする。製紙工場、温水プール用のボイラー等で利用できる。家庭用ペレットストーブなど小規模な施設でも利用している場合がある。異物により炉を傷める場合もある。 	0.4%	<ul style="list-style-type: none"> <li>腐朽材や土砂混入は不可</li> </ul>
ペレット燃料	同上	0.05%	<ul style="list-style-type: none"> <li>腐朽材や土砂混入は不可</li> </ul>
緑化資材やマルチング	地表面の飛散・流芒の防止、雑草の生育抑制、保温、保湿による植物生育の促進の為に、地表面をなんらかの方法で覆う資材として利用する。 	1%	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂混入も可</li> </ul>
パーティクルボード原料	木材チップ（小片）を接着剤と混合し熱圧成型した木質ボードの一種であるパーティクルボードの原料として利用する	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚れの少ない家屋解体木材が最適</li> <li>腐朽材や土砂混入は不可</li> </ul>
そのほか	建築廃材を建材として公共事業（トイレ等）に利用した例、根固めの枠材として利用した例、コンクリート用型枠として利用できる可能性がある。 	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイズ等が重要</li> <li>腐朽材は不可</li> <li>復旧・復興時に適合する可能性あり</li> </ul>

※脱塩目標、セメント原燃料や燃料は塩素濃度

出典：災害廃棄物分別・処理戦略マニュアル ～東日本大震災において～ 廃棄物資源循環学会

#### 4-4-1-2 コンクリート、アスファルト類

コンクリートがらやアスファルトがらは、同じ機械設備で破碎分級後、建設材料としてリサイクル可能である。リサイクルや復旧・復興への活用の観点等より、被災地周辺の既存の中間処理施設を有効に活用することが望ましい。

##### 1) コンクリートがら

コンガラは、路盤材や埋戻し材として再利用することが一般的であるが、災害時は一度に大量の廃棄物が発生することや復興に向けた利用を考慮すると、コンクリート材料等への再利用の検討も必要である。

##### コンクリートがらの再生利用方法

	利用用途	中間処理方法
道路路盤材 土質改良材	路盤材（再生クラッシュラン）	40 mm以下に破碎（再生砕石RC-40（0～40 mm）相当品）
	液状化対策材	
	埋立材	
	埋め戻し材・裏込め材（再生クラッシュラン・再生砂）	最大粒径は利用目的に応じて適宜選択する
コンクリート	再生粗骨材M	5～25mm 二次破碎を複数回行う
	その他	用途に応じて作製

出典：災害廃棄物分別・処理戦略マニュアル ～東日本大震災において～ 廃棄物資源循環学会

##### 2) アスファルトがら

アスファルトがらについては、アスファルト工場でAS 再生骨材や再生路盤材として再生利用する。なお、アスガラには、津波により土砂等の異物が混入しているケースが考えられるため、破碎・分級する前に必要に応じて水洗浄により泥分を除去する等の対策を講じる。

##### 3) 廃瓦（セメント瓦は除く）

地震では、瓦が落ちるため、廃瓦が多量に発生する。廃瓦（セメント瓦は除く）のリサイクルは、土舗装や埋め戻し材として有効であり、粒径として砂の代替材料として概ね10mm 以下に破碎整粒が必要である。

##### 4) その他の瓦礫

上記以外のがれき類（廃棄物混入土砂、ガラス、レンガ等）については、埋立処分することとする。

## 4-6-1 損壊家屋の解体に係る様式集

出典：環境省 災害廃棄物対策指針 情報ウェブサイト解体・撤去に係る様式集・フォーマットの例

### 4-6-1-1 損壊家屋などの解体申込書

(様式 1-1)

受付番号 \_\_\_\_\_

#### 損壊家屋等の解体去申込書(個人・個人事業者)

(宛先) 町 長

平成 年 月 日

申込書(家屋所有者) ※太枠内を記入して下さい。

家屋所有者	〒 _____	
	住 所	
	フリガナ	生年月日
	氏 名	明・大・昭・平 年 月 日
	印	
電 話		- -
申込代理人	〒 _____	
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	印
	電 話	- -
申込者との関係 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他( )		
連絡先	※解体立ちあい、調整などの連絡先 <input type="checkbox"/> 家屋所有者と同じ <input type="checkbox"/> 代理人と同じ	
	〒 _____	
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
電 話	- -	

東日本大震災により損壊した下記の建物等について 町による解体撤去を申し込みます。

なお、建物等についての権利関係等については、別紙一覧のとおり確認しており、権利者に対しては、当該解体・撤去について説明を行った上、同意を得ております。

#### 記

解体建物所在地	<input type="checkbox"/> 申込者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる所在地( )
解体建物の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 分譲マンション(名称 ) <input type="checkbox"/> 賃貸・寮・社宅(名称 ) <input type="checkbox"/> 事務所・店舗 <input type="checkbox"/> その他( )
り災状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> その他( ) り災証明書受付番号( )
建物等の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊している <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせている <input type="checkbox"/> 倒壊により人的・物的被害を生じる恐れがある <input type="checkbox"/> 解体済み <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> その他敷地内の損壊物・状況 ( )

※申込内容や被害の状況等により、解体撤去をお引き受けできないことがあります。

## 損壊家屋等の解体撤去に係る同意

左記のとおり申込みした家を町が解体・撤去するに当たり、下記について同意します。

1. 町が当該家屋の解体・撤去の処理を行うにあたって、町からの連絡調整に応じ、解体の立ち会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意を持って対応すること。
2. 当該家屋の解体・撤去に関して、町に一切の不服申立及び争訟の提起をしないこと。
3. 借・借家人をはじめ当該家屋の関係者と事後の紛争があった場合は、家屋所有者の責任において、解決すること。
4. 町が当該解体・撤去のため、当該家屋に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会をすること。

(注意)

- ※1 申請者が代理人の場合は、家屋所有者からの委任状(実印)を添付して下さい。
- ※2 申込み申請の際に、運転免許証など本人確認できる書類の確認・複写をします。
- ※3 被害の程度によって、解体・撤去をお引き受けできない場合があります。

上記4項目について説明を受け、同意のうえ申請します

氏名(自署) 印

【処理欄】 (以下は記入しないで下さい。)

受 付	月 日	平成 年 月 日	受 付 者
添付書類	申込者確認	所有者 <input type="checkbox"/> 運転免許証 又は <input type="checkbox"/> パスポート、 <input type="checkbox"/> その他( )	
		代理人 <input type="checkbox"/> 委任状、 <input type="checkbox"/> 代理人確認資料、 <input type="checkbox"/> 所有者の実印押印・印鑑証明	
	必ず添付	<input type="checkbox"/> 災証明書(写) 、 <input type="checkbox"/> 建物登記簿 、 <input type="checkbox"/> 資産証明書	
	次の場合添付	登記簿上権利者有り → <input type="checkbox"/> 全員の同意書・印鑑証明 未相続 → <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 又は <input type="checkbox"/> 法定相続人の同意書・印鑑証明	
延床面積	m2		
構 造			

(様式 1-2)

受付番号

損壊家屋等の解体撤去申込書(中小企業者向け)

平成 年 月 日

(宛先) 町 長

申込書(家屋所有者) ※太枠内を記入して下さい。

家屋所有者	住所	〒 -		
	フリガナ			電話
	名称	印		
	フリガナ			- -
	代表者	資本金	円	
		従業員数	人	
業種	<input type="checkbox"/> 製造業・建設業・運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> その他( )			
申込代理人	住所	〒 -		
	フリガナ			
	氏名	印		
	電話	- -		
	申込者との関係 <input type="checkbox"/> 社員(所属 ) <input type="checkbox"/> その他( )			
連絡先	<input type="checkbox"/> 解体立ちあい、調整などの連絡先 <input type="checkbox"/> 家屋所有者と同じ <input type="checkbox"/> 代理人と同じ			
	住所	〒 -		
	フリガナ			
	氏名			
	電話	- -		

東日本大震災により損壊した下記の建物等について 町による解体撤去を申し込みます。  
 なお、建物等についての権利関係等については、別紙一覧のとおり確認しており、権利者に対しては、当該解体・撤去について説明を行った上、同意を得ております。

記

解体建物所在地	<input type="checkbox"/> 申込者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる所在地 ( )
解体建物の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 分譲マンション(名称 ) <input type="checkbox"/> 賃貸・寮・社宅(名称 ) <input type="checkbox"/> 事務所・店舗 <input type="checkbox"/> その他 ( )
り災状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> その他 ( ) り災証明書受付番号 ( )
建物等の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊している <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせている <input type="checkbox"/> 倒壊により人的・物的被害を生じる恐れがある <input type="checkbox"/> 解体済み <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> その他敷地内の損壊物・状況 ( )

※申込内容や被害の状況等により、解体撤去をお引き受けできないことがあります。

損壊家屋等の解体撤去に係る同意

左記のとおり申込みした家を町が解体・撤去するに当たり、下記について同意します。

1. 町が当該家屋の解体・撤去の処理を行うにあたって、町からの連絡調整に応じ、解体の立ち会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意を持って対応すること。
2. 当該家屋の解体・撤去に関して、町に一切の不服申立及び争訟の提起をしないこと。
3. 借・借家人をはじめ当該家屋の関係者と事後の紛争があった場合は、家所有の責任において、解決すること。
4. 町が当該解体・撤去のため、当該家屋に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会をすること。

(注意)

- ※1 申請者が代理人の場合は、家屋所有者からの委任状(実印)を添付して下さい。
- ※2 申込み申請の際に、運転免許証など本人確認できる書類の確認・複写をします。
- ※3 被害の程度によって、解体・撤去をお引き受けできない場合があります。

上記4項目について説明を受け、同意のうえ申請します

法人名

氏 名(自署)

印

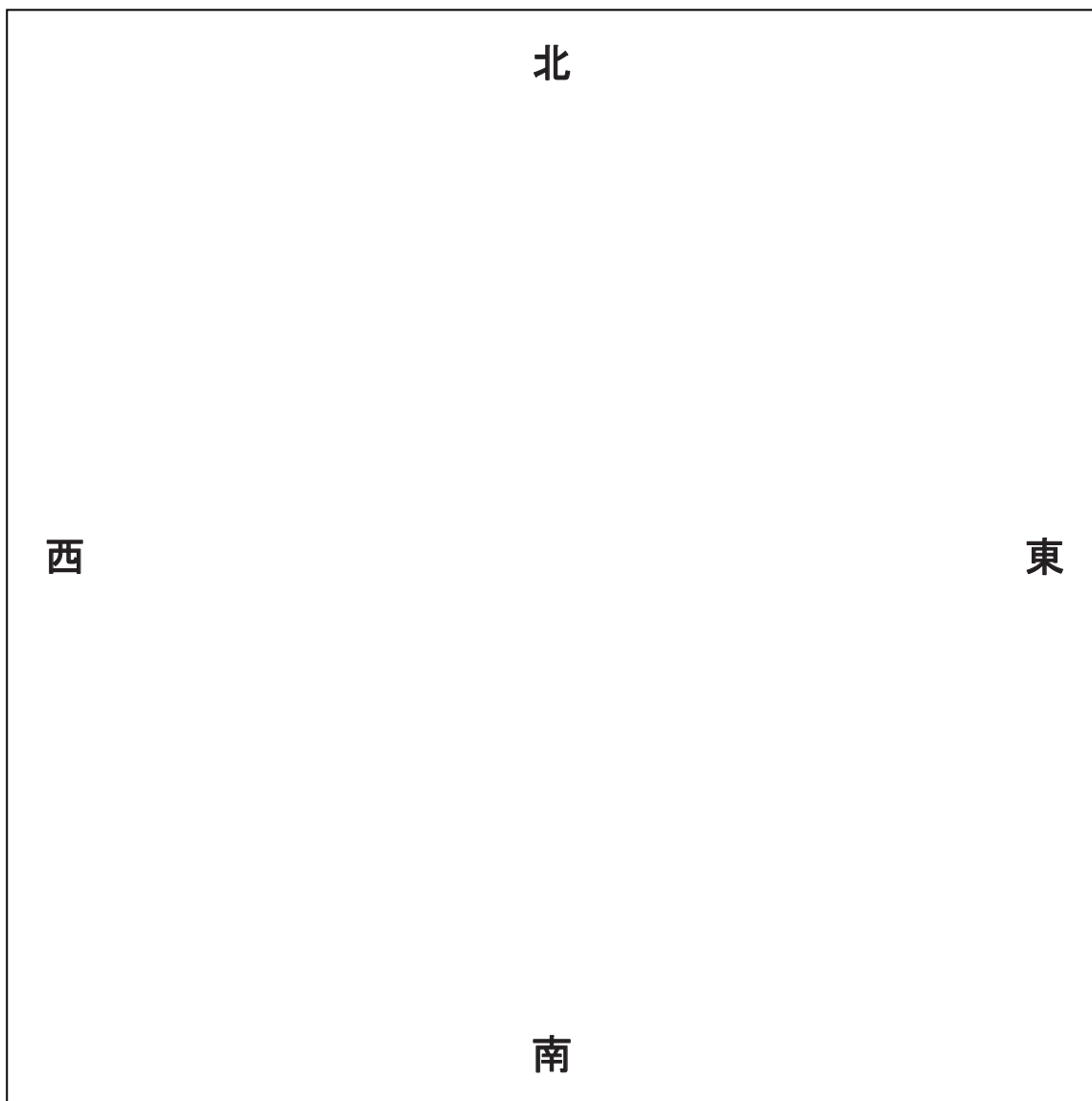
【処理欄】 (以下は記入しないで下さい。)

受 付	月 日	平成 年 月 日	受付者
添付書類	申込人確認	□運転免許証 又は □パスポート 、 □実印印鑑証明書	
	必ず添付	□り災証明書(写) 、 □建物登記簿 、 □資産証明書	
	次の場合添付	登記簿上権利者有り → □全員の同意書	
		中小企業→ □商業登記簿 代理人→ □委任状 、 □本人の実印・印鑑証明	
延床面積	m2		
構 造			

4-6-1-2 建物配置図

(様式2)

建物配置図（見取り図）



【作成上の注意】

1. 枠内の方位に従って枠内に敷地全体が収まるようにお書き下さい。
2. 敷地内の建物は、全てお書き下さい。
3. 解体したい建物を斜線で表示して下さい。
4. 建物には、「住居」、「事務所」、「作業所」、「店舗」、「倉庫」などの名称を入れて下さい。



4-6-1-3 損壊家屋等の解体撤去に係る同意書 (共用者用)

(様式3)

損壊家屋等の解体撤去に係る同意書 (共有者用)

平成 年 月 日

(宛先) 町長

共有者

〒

住 所

フリガナ

氏 名

実 印

電話番号

私は、共有する下記の建物に関して、以下について同意します。

- 1 次の共有者が 町に申し込みした損壊家屋等の解体撤去申込書により、町が当該建物の解体撤去を行うこと。

共有者(申込者)

住 所

氏 名

実 印

持 分

/

- 2 建物の解体撤去処理に伴い事後の紛争があった場合は、私を含む共有者が、建物所有者の責任において解決すること。
- 3 当該建物に係る解体撤去及び敷地内の損壊物の処理に関して 町に対して一切の不服の申立及び訴訟の提起をしないこと。
- 4 当該建物解体撤去に関して、町が必要な範囲で、り災状況、家屋等の固定資産課税情報、住民票及び戸籍関連の書類を閲覧、取得すること。

記

対象建物

所在地

建物の種類及び名称

4-6-1-4 損壊家屋等の解体撤去に係る同意書 (関係権利者用)

(様式4)

損壊家屋等の解体撤去に係る同意書 (関係権利者用)

平成 年 月 日

(宛先) 町長

所有者

〒

住所

フリガナ

氏名

実印

電話番号

私は、下記の建物解体撤去について、建物所有者として、全ての関係権利者の同意を得ました。

また、解体撤去に当たっては、近隣住民の了解を得るとともに、万一紛争が生じた場合は責任をもって対処します。

記

1 解体撤去の対象建物

所在地

建物の名称

2 関係権利者(同意者の印鑑証明書を添付ください。)

上記1の建物の解体撤去に同意します。

同意者(※本人が自署すること。)

(1) 住所

氏名

実印

建物所有者との権利関係

(

)

(2) 住所

氏名

実印

建物所有者との権利関係

(

)

(3) 住所

氏名

実印

建物所有者との権利関係

(

)

- (4) 住所
- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| <u>氏名</u>          | <u>実印</u> |
| 建物所有者との権利関係<br>( ) |           |
- (5) 住所
- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| <u>氏名</u>          | <u>実印</u> |
| 建物所有者との権利関係<br>( ) |           |
- (6) 住所
- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| <u>氏名</u>          | <u>実印</u> |
| 建物所有者との権利関係<br>( ) |           |
- (7) 住所
- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| <u>氏名</u>          | <u>実印</u> |
| 建物所有者との権利関係<br>( ) |           |
- (8) 住所
- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| <u>氏名</u>          | <u>実印</u> |
| 建物所有者との権利関係<br>( ) |           |
- (9) 住所
- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| <u>氏名</u>          | <u>実印</u> |
| 建物所有者との権利関係<br>( ) |           |
- (10) 住所
- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| <u>氏名</u>          | <u>実印</u> |
| 建物所有者との権利関係<br>( ) |           |

※欄が不足する場合は、任意様式で追加下さい。

4-6-1-5 損壊家屋等の解体撤去に係る同意書 (法定相続人用)

(様式5)

損壊家屋等の解体撤去に係る同意書 (法定相続人用)

平成 年 月 日

(宛先) 町長

申込者

〒  
住 所 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
  
氏 名 \_\_\_\_\_ 実印 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
登記名義人との関係 \_\_\_\_\_

私は、下記のとおり対象建物の解体撤去について、全ての法定相続人の同意を得ました。

記

1 解体撤去の対象建物

所 在 地 \_\_\_\_\_  
建物の種類及び名称 \_\_\_\_\_

2 法定相続人の同意 (同意者の印鑑証明書を添付下さい。)

上記1の建物の解体撤去に同意します。

同意者 (※本人が自署すること。)

(1) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印 \_\_\_\_\_  
登記名義人との関係  
( \_\_\_\_\_ )

(2) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印 \_\_\_\_\_  
登記名義人との関係  
( \_\_\_\_\_ )

(3) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印 \_\_\_\_\_  
登記名義人との関係  
( \_\_\_\_\_ )

- (4) 住所  
氏名 実印  
登記名義人との関係  
( )
- (5) 住所  
氏名 実印  
登記名義人との関係  
( )
- (6) 住所  
氏名 実印  
登記名義人との関係  
( )
- (7) 住所  
氏名 実印  
登記名義人との関係  
( )
- (8) 住所  
氏名 実印  
登記名義人との関係  
( )
- (9) 住所  
氏名 実印  
登記名義人との関係  
( )
- (10) 住所  
氏名 実印  
登記名義人との関係  
( )

※欄が不足する場合は、任意様式で追加下さい。

4-6-1-6 委任状

(様式6)

委 任 状

平成 年 月 日

町 長

申込者 千 一

(所有者) 住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印

生年月日 \_\_\_\_\_ 明・大・昭・平 年 月 日

電 話 ( \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

私は、次の権限を下記の者に委任します。

- 1 私が所有する下記の損壊家屋等の解体撤去申込書及び当該申込みに必要な書類を 町に提出すること。
- 2 申込みに係る書類に不備がある場合に、当該申込書の補正又は取下げをすること。
- 3 上記1及び2のほか、当該家屋等の解体撤去の申込みに関して必要な一切の権限

記

受任者(代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_

損壊家屋等

所在地 \_\_\_\_\_

建物の種類及び名称 \_\_\_\_\_

4-6-1-7 損壊家屋等の解体撤去済申出書

(様式7)

損壊家屋等の解体撤去済申出書

平成 年 月 日

(宛先) 町長

申出者 〒 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 フリガナ \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 実印 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_  
 明・大・昭・平 年 月 日  
 電 話 ( \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )  
 申出者 所有者 その他(所有者との関係 \_\_\_\_\_)

東日本大震災により損壊した下記の建物について、生活環境保全上、支障が生じたため、既に解体撤去しました。つきましては、建物等の解体撤去について、町の支援を要望します。

記

建物所在地	<input type="checkbox"/> 申出者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地 ( _____ )
建物の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 分譲マンション(名称 _____) <input type="checkbox"/> 賃貸・寮・社宅(名称 _____) <input type="checkbox"/> 事務所・店舗 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
解体した建物の所有者	<input type="checkbox"/> 申出者と同じ <input type="checkbox"/> 異なる場合 〒 _____ 住 所 _____ フリガナ _____ 氏 名 _____
り災認定状況	り災証明書 <input type="checkbox"/> 有・証明書番号( _____ ) <input type="checkbox"/> 無
	り災の認定 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> その他
解体等の状況	<b>裏面のとおり</b>
連絡先	<input type="checkbox"/> 申出者と同じ <input type="checkbox"/> 解体した建物の所有者と同じ <input type="checkbox"/> 異なる場合 〒 _____ 住 所 _____ フリガナ _____ 氏 名 _____

解体前の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊している <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせている <input type="checkbox"/> 倒壊により人的・物的被害を生じる恐れがある <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> その他敷地内の損壊物・状況 ( )
解体の状況	<p>(1)解体時期</p> <p>契 約 日    平成    年    月    日</p> <p>解 体 開 始    平成    年    月    日</p> <p>解 体 終 了    平成    年    月    日</p> <p>(2)解体方法</p> <p><input type="checkbox"/>自分で解体</p> <p><input type="checkbox"/>業者に解体工事を依頼</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( )</p> <p>(3)解体委任業者について</p> <p>〒    -</p> <p>住 所 _____</p> <p>フリガナ _____</p> <p>名 称 _____</p> <p>電話番号 (    -    -    ) _____</p> <p>担当者名 _____</p> <p>(4)保管している関係資料について</p> <p><input type="checkbox"/>解体工事前の状況を記録した写真</p> <p><input type="checkbox"/>解体工事中の状況を記録した写真</p> <p><input type="checkbox"/>解体工事に係る契約書</p> <p><input type="checkbox"/>解体工事に係る見積書</p> <p><input type="checkbox"/>解体工事に係る領収書</p> <p><input type="checkbox"/>解体工事に係るマニフェストの写し</p> <p>(5)解体費用</p> <p>_____ 円</p>



## 4-7-1 有害廃棄物、適正処理が困難な廃棄物の対策

### 4-7-1-1 災害廃棄物早見表

#### 【災害廃棄物早見表】現場・ボランティア必読（一度見てから作業に当たって下さい）

災害廃棄物は、一度に様々なものが「ごみ」となって出てきます。その量や種類が多いため、できるだけ早く処理する必要がありますが、最終的な処理・処分まで考えると、どの場面においても、可能な限り分別することが望まれます。また、危険なごみから身を守るためにも重要です。一度確認してから作業にあたってください。また、これらを念頭に、現場での作業を工夫してみてください。

◆安全第一◆ マスク（ヘルメットやゴーグル）、底の丈夫な靴、肌の露出を避ける服装、複数人で動く

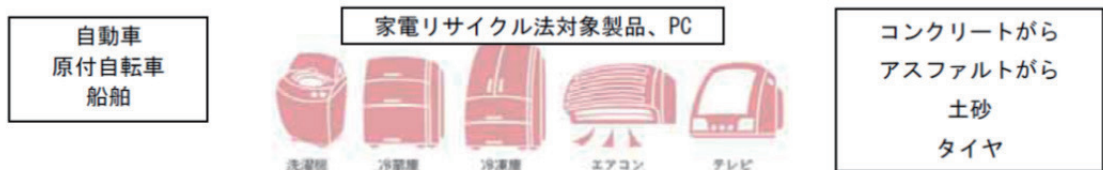
#### 【必ず分別して、梱包・ラベリングするもの】



#### 【安全面・衛生面などから分別するもの】



#### 【リユース・リサイクルや今後の処理のために分別するもの】



表面が緑色のもの（薬剤処理の可能性）や海水が被ったものは、リサイクル等に支障を来す場合があるため、分けておく

位牌、アルバム、PC、携帯電話等、所有者等の個人にとって価値があるものを見つけた場合は、廃棄ではなく、保管に回す

廃棄物資源循環学会「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」<http://eprc.kyoto-u.ac.jp/saigai/>